

高年齢者雇用状況等報告書及び障害者雇用状況報告書

記入要領

令和5年6月

【目次】

令和5年報告に係る留意事項

- ・ 電子申請のご案内 1
- ・ 高年齢者雇用状況等報告の様式変更について 3

1 高年齢者雇用状況等報告

- ・ 高年齢者雇用状況等報告書の提出義務と提出方法等について 5
- ・ 65歳までの雇用確保と70歳までの就業機会の確保の概要 6
- ・ 高年齢者雇用状況等報告書の記入方法 9

2 障害者雇用状況報告

- ・ 障害者雇用状況報告書の提出義務と提出方法等について 35
- ・ 障害者雇用状況報告書 記入方法 37
- ・ 記入に当たっての注意事項 45
- ・ 特定身体障害者雇用状況報告書の提出について 53

参考1 除外率

..... 54

参考2 身体障害者障害程度等級表

..... 55

参考3 日本標準産業分類（中分類番号）表

..... 58

【お問い合わせ先】

○報告書の記入方法について

管轄の公共職業安定所（同封の「御挨拶」に記載しています。）

○電子申請の方法・端末の設定について

e-Gov ナビダイヤル（デジタル庁）

050-3786-2225 ※全国一律市内通話料金

受付時間 平日 9:00～19:00 土日祝 9:00～17:00

厚生労働省
都道府県労働局
公共職業安定所



令和5年より 電子申請の方法が変わります



高年齢者雇用状況等報告および障害者雇用状況報告の電子申請にて
電子署名(※)または**GビズID**が必要となります！

※ GビズIDを利用せずe-Govアカウントを使用して電子申請する場合、別途電子署名(有料)が必要となります。電子署名については以下e-Govホームページをご確認ください。

【e-Govホームページ(電子申請のご案内)】 <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/>

GビズIDとは？

- ・ 1つのID・パスワードで複数の行政サービスを利用することができる法人・個人事業主向け共通認証システムであり、プライム、メンバー、エントリーの3種類のアカウントがあります。

GビズIDの種類

gBizIDプライム	会社代表者または 個人事業主	書類審査必要	電子署名不要	発行審査期間 2週間程度
gBizIDメンバー	gBizIDプライム 取得組織の従業員	書類審査不要	電子署名不要	即時発行可能
gBizIDエントリー	事業をしている方なら だれでも可能	書類審査不要	電子署名必要 (有料)	即時発行可能

※ 発行手続きには、GビズIDの種類によって、メールアドレス(アカウントID)、端末操作、プリンター、印鑑証明書と登録申請書、スマートフォン又は携帯電話など、必要なものに違いがあります。

ID申請・取得手続き詳細は、
デジタル庁の「gBizIDヘルプデスク」へご確認ください。

【gBizIDホームページ】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

【お問い合わせ先】 gBizIDヘルプデスク：0570-023-797
受付時間：9:00～17:00 ※土・日・祝日、年末年始を除く





Step 1

厚生労働省のホームページからアクセスしてください。

「テーマ別に探す」>「雇用・労働」>「雇用」トピックス一覧>「高齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告の提出について」の順にクリックします。下記リンクからもアクセスできます。

『高齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況報告の提出について』
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/index_00001.html



Step 2

上記ページの「電子申請の方法」メニューにおいて、e-Gov電子申請による「高齢者雇用状況等報告」及び「障害者雇用状況報告」の申請方法等についてご案内しています。

- ・「電子申請の方法（高齢者）」>「高齢者雇用状況等報告の申請手続きへ」
 - ・「電子申請の方法（障害者）」>「障害者雇用状況等報告の申請手続きへ」
- の順にそれぞれクリックすると、e-Gov電子申請にアクセスできます。

電子申請にあたっての留意事項

障害者雇用状況報告について

- ・入力においては、必ず令和5年6月1日以降にe-Govホームページからダウンロードした様式（マイクロソフトエクセル）をご利用ください。
- ・提出は、マイクロソフトエクセルに限ります。（PDFでの提出は不可）
- ・事業主控えとして、必ずデータを保存した後にご提出ください。

※ 本年の電子申請について、紙で提出する場合と報告様式が異なりますので、必ず37～44ページの記入例をご確認の上、ご報告ください。

電子申請の方法・端末の設定の詳細は、
デジタル庁の「e-Gov利用者サポートデスク」へご確認ください。

【e-Gov電子申請ホームページ】 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

【お問い合わせ先】 e-Gov利用者サポートデスク：050-3786-2225
6・7月受付時間：（平日）9:00～19:00（土・日・祝）9:00～17:00



※ 特に⑩・⑰・⑱欄は年齢区分が変わります。詳細は記入要領をご確認ください。

⑭65歳を超えて働ける制度等(⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。)の状況		☐ イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている → ☐ (イ) 該当する者を 歳まで雇用 ☐ (ロ) 上限年齢を規定していない ☐ ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない → ☐ (イ) 導入予定あり ☐ (ロ) 検討中 ☐ (ハ) 65歳を超えて雇用する慣行がある ☐ (ニ) 予定なし							
⑮常用労働者数(うち女性)	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
⑯間の離職者の状況(うち女性)	解雇等(うち女性) 以上70歳未満の離職者数 (人)(うち女性 (人)) 退職者数(うち女性) 退職者を作成した対象者数 (人)(うち女性 (人))								
⑰65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況	(a) 定年者の数 (b) + (c) (e)	⑱過去1年間の定年到達者等の状況(65歳未満)		(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者)		(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等		
	(うち女性)	(人)	(うち女性)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
⑲65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況	(a) 定年者等数 (b) + (c) + (f) + (g) + (h)	⑳過去1年間の定年到達者等の状況(65歳以上)		(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数等(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等)	(g) 業務委託契約締結制度を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数	
	(うち女性)	(人)	(うち女性)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
㉑経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(平成24年改正法の経過措置関係)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 継続雇用終了者数等(継続雇用の更新を希望しない者等)		(c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数		(d) 継続雇用終了者数等(基準に該当しない者)			
	(うち女性)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
㉒65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 (b) + (c) + (d)	(b) 継続雇用等終了者数等(制度の適用を希望しない者)		(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数		(d) 継続雇用等終了者数等(基準に該当しない者)			
	(うち女性)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		
高年齢者雇用等推進者	役職	氏名		記入担当者	所属及び役職		氏名		

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。(提出期限毎年7月15日)

(注) ⑧・⑩・⑫・⑰・⑱欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑭欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑩・⑫・⑰・⑱欄と異なり、制度はあるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください(⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑭欄は記入しないでください。)

1 高年齢者雇用状況等報告

高年齢者雇用状況等報告書の提出義務と提出方法等について

1 提出義務

事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高年齢者雇用安定法」といいます。）第 52 条第 1 項に基づき、定年、継続雇用制度及び創業支援等措置の状況その他高年齢者の就業の機会の確保に関する状況について、毎年、厚生労働大臣に報告しなければならないこととされています*。

※ 従業員に高年齢者がいない場合も報告が必要です。

2 提出方法

報告は、企業の主たる事業所（いわゆる本社）において、令和 5 年 6 月 1 日現在の状況（支社、支店等の状況を含みます。）を、高年齢者雇用状況等報告書によりとりまとめて、本社の所在地を管轄する公共職業安定所の長に郵送若しくは持参により提出していただくか、または、電子申請を通じて提出してください（1 ページの「事業主の方へ」を参照してください。）。

報告書は 3 枚複写となっておりますので、正、副の 2 枚を公共職業安定所の長に提出し、事業主控は後の確認のため、提出せず保管しておいてください。電子申請の場合は、申請画面を印刷し、事業主控としてください。

3 報告書の活用

ご提出いただいた報告は、高年齢者雇用安定法に定められた 65 歳までの雇用確保措置及び 70 歳までの就業確保措置の実施状況等を把握するとともに、必要に応じ各企業に対し公共職業安定所等による助言・指導等を行うための基本情報として用いられます。

また、高年齢者雇用安定法第 49 条第 2 項に基づき、国は、高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るために必要な事業主等に対する援助等の事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」といいます。）に行わせており、ご提出いただいた高年齢者雇用状況等報告を機構（機構の委託事業の受託者を含む。）に提供することとしておりますので、あらかじめご了承ください。

4 指導等

高年齢者雇用安定法第 10 条及び第 10 条の 3 の各項において、厚生労働大臣は高年齢者等職業安定対策基本方針に照らして、必要な指導及び助言をすることができることとなっており、指導及び助言に従わない場合は、当該事業主に勧告することとなります。

さらに、65 歳までの雇用確保措置に関して勧告に従わない場合は、企業名の公表をすることができることとなっております。

65 歳までの雇用確保と 70 歳までの就業機会の確保の概要

改正高年齢者雇用安定法（以下「改正法」といいます。）が令和 3 年 4 月から施行されました。以下で、高年齢者雇用状況等報告を記入する上で知っておいていただきたい事項の概要をご案内します。（詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/index.html



1 65 歳までの雇用確保（義務）について

➤ 60 歳未満の定年禁止について（高年齢者雇用安定法第 8 条）

事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は 60 歳以上としなければなりません。

➤ 65 歳までの雇用確保措置について（高年齢者雇用安定法第 9 条）

定年を 65 歳未満に定めている事業主は、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- ① 65 歳までの定年引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 65 歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入
（自社及び特殊関係事業主に限る。）

2 70 歳までの就業機会の確保（努力義務）について（高年齢者雇用安定法第 10 条の 2）

改正法により、65 歳までの雇用確保（義務）に加え、65 歳から 70 歳までの就業機会を確保するため、以下のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講ずる努力義務が導入されました。

（令和 3 年 4 月 1 日施行）

- ① 70 歳までの定年引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70 歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入
（自社及び特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
- ④ 70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70 歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

3 継続雇用制度について（上記 1 の③、2 の③）

65 歳までの継続雇用制度を導入する場合、自社のほか、特殊関係事業主^{*1}で継続雇用する制度も導入可能です。また、原則として希望者全員を対象とすることとなっていますが、平成 24 年改正法の経過措置^{*2}を適用する場合、例外的に、対象者を限定する基準（以下「基準^{*3}」といいます。）を定めることができます。なお、就業規則に定める解雇事由又は退職事由と同じ内容を、継続雇用しない事由として定めることができますが、当該事由はここでいう基準とは見なされません。

高年齢者就業確保措置として、65 歳以降の継続雇用を実施する場合は、特殊関係事業主に加えて、特殊関係事業主以外の他社^{*4}で継続雇用する制度も導入可能です。

また、基準^{※3}を定めることができます。なお、高年齢者就業確保措置における基準の内容については、過半数労働組合等の同意（労使合意）を得ることが望ましいです。

※1 特殊関係事業主とは、自社の①子法人等、②親法人等、③親法人等の子法人等、④関連法人等、⑤親法人等の関連法人等を指します。特殊関係事業主で継続雇用する場合には、自社と特殊関係事業主との間で、特殊関係事業主が高年齢者を継続して雇用することを約する契約を締結する必要があります。

※2 平成25年3月31日までに労使協定（過半数労働組合等との書面による協定）により基準を定めている事業主については、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢（令和4年4月1日からは64歳）以上の者に対して基準を引き続き適用できる経過措置（令和7年3月31日まで）を設けています。

※3 基準については、男性（女性）又は組合活動に従事していない者に限る等、他の労働関係法令や公序良俗に反する基準は認められず、下記の例のように法の趣旨に沿った具体的・客観的なものである必要があります。

【適切な基準の例】

- ・ 過去○年間の人事考課が○%以上である者
- ・ 過去○年間の出勤率が○%である者

※4 特殊関係事業主または特殊関係事業主以外の他社で継続雇用する場合には、自社と特殊関係事業主等との間で、特殊関係事業主等が高年齢者を継続して雇用することを約する契約を締結する必要があります。

4 創業支援等措置について（上記2の④⑤）

創業支援等措置とは、70歳までの就業確保措置のうち、以下の雇用によらない措置を指します。

- ・ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ・ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業^{※1}
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等^{※2}する団体^{※3}が行う社会貢献事業

なお、実施にあたっては、創業支援等措置の実施に関する計画を作成し、過半数労働組合等の同意を得ること等が必要です。

また、創業支援等措置の対象者を限定する基準を定めることも可能ですが、上記3の※5のように、他の労働関係法令や公序良俗に反する基準は認められず、法の趣旨に沿った具体的・客観的なものである必要があります、過半数労働組合等の同意（労使合意）を得ることが望ましいです。

※1 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」について

不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。特定の事業が「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることになります。

例えば、以下のような事業は、高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」に該当しません。

- ・ 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする事業
- ・ 特定の公職の候補者や公職にある者、政党を推薦・支持・反対することを目的とする事業

※2 「出資（資金提供）等」について

自社以外の団体が実施する社会貢献事業に従事できる制度を選択する場合、自社から団体に対して、事業の運営に対する出資（寄付等を含む）や事務スペースの提供など社会貢献活動の実施に必要な援助を行っている必要があります。

※3 「団体」について

上記bの「団体」は、公益社団法人に限られません。①委託、出資（資金提供）等を受けていて、②社会貢献事業を実施していれば（社会貢献事業以外も実施していても構いません。）、どんな団体でも当該「団体」となることができます。

なお、当該団体で上記bの措置を行う場合、自社と団体との間で、当該団体が高年齢者に対して社会貢献活動に従事する機会を提供することを約する契約を締結する必要があります。この契約は、書面により締結することが望ましいです。

高年齢者雇用状況等報告書の記入方法

解説動画もご覧ください

※令和5年6月1日以降、厚労省
のHP、Youtubeで公開されます。

1 事業主情報（①～⑦欄）

ここでは、報告事業主の情報について記入してください。

①欄 名称（法人の場合）又は氏名（個人事業の場合）

法人の場合は法人の名称、個人事業の場合は事業主の氏名を記入します。スタンプ・ゴム印等を使用する場合には2枚目以降も忘れずに押印してください。ふりがなも記入してください。

②欄 代表者氏名（法人の場合）

法人の場合は、代表者の氏名を記入します（役職名は不要です。）。ふりがなも記入してください。

③欄 住所（法人にあっては主たる事業所の所在地）

郵便番号、住所、電話番号を記入してください。

④欄 法人番号

法人の場合は、法人番号(13桁)を記入してください。個人の場合は空欄としてください。

※ 法人番号検索はこちら：<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

(国税庁法人番号公表サイト)



⑤欄 産業分類番号

参考3の「日本標準産業分類(中分類番号)表」を参照の上、あてはまる番号を記入し、具体的な事業内容を記入してください。

※ 高年齢者雇用状況等報告について、高年齢者雇用安定法第7条により、船員職業安定法第6条第1項に規定する船員並びに国家公務員及び地方公務員には適用されません。

⑥欄 労働組合の有無

労働組合の有無についてどちらかにチェックしてください。

⑦欄 雇用保険適用事業所番号

雇用保険適用事業所番号を記入してください。

《 以降より、必ず就業規則等をご覧になりながら記入してください 》

※ 記入に際しては、現在の実態や慣行等ではなく、就業規則等に定める条文に基づいて記入してください。

2 定年制の状況（⑧～⑨欄）

ここでは、就業規則等で定める定年制の状況について記入してください。

⑧欄 定年

就業規則等に定年(※)の定めがない場合は、「イ 定年なし」にチェックしてください。

就業規則等に定年の定めがある場合は、「ロ 定年あり」にチェックした上で定年年齢を記入し

ます。定年年齢が職種別等で異なる場合は、最も低い年齢を記入してください。また、定年年齢を従業員が自由に選択できる制度がある場合は、選択可能な最も高い年齢を記入してください。

なお、定年年齢が 60 歳を下回る場合は、高年齢者雇用安定法第 8 条に違反することとなりますので、早急に是正してください。

※ 定年とは、労働者が所定の年齢に到達したことを理由として自動的に又は解雇の意思表示によってその地位を失わせる制度であって、就業規則、労働協約又は労働契約に定められたものにおける当該年齢のことをいいます。

⑨欄 定年の改定予定等

貴社における、今後の定年制の改定予定等を記入してください。

定年年齢を改定する予定がある場合は、「イ 改定予定あり」にチェックし、改定を予定している年月と改定後の定年年齢を記入してください。

定年制を廃止する予定がある場合は、「ロ 廃止予定あり」にチェックし、廃止を予定している年月を記入してください。

定年年齢の改定又は定年制の廃止を検討しているが、時期が具体的に決まっていない場合は、「ハ 改定又は廃止を検討中」にチェックしてください。

定年年齢の改定・廃止の予定がない場合は、「ニ 改定・廃止予定なし」にチェックしてください。

3 継続雇用制度の状況（⑩・⑪欄）

《令和 5 年の報告様式より、⑩欄の記入方法を変更していますのでご注意ください。》

ここでは、就業規則等で定める継続雇用制度の状況について記入してください。

《⑧欄「定年」で「イ 定年なし」を選択した場合は⑩・⑪欄を記入せず、⑫欄に進んでください》

⑩欄 継続雇用制度

貴社における、定年後の継続雇用制度の導入状況を記入してください。

継続雇用制度を就業規則等に定めている場合は、「イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている」にチェックしてください。

継続雇用制度を就業規則等に定めていない場合は、「ロ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)」にチェックしてください。また、継続雇用制度を就業規則等に定めているものの、対象者を限定する基準の根拠が具体的・客観的な基準でない場合（会社が必要と認める者、上司の推薦がある者に限る等）は、「ロ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)」にチェックしてください。

なお、定年年齢が 65 歳未満であり、定年後の希望者全員の継続雇用制度の上限年齢が 65 歳未満の場合は、高年齢者雇用安定法第 9 条に違反することとなりますので、早急に是正してください。（平成 24 年改正高年齢者雇用安定法（以下「平成 24 年改正法」といいます。）の経過措置に基づき、対象者を限定する基準を設けている場合を除きます。）

<継続雇用制度を就業規則等に定めている場合>

「イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている」にチェックした場合は、以下の手順に従い「a 継続雇用先」と「b 対象」を記入してください。

a 継続雇用先

就業規則等に 65 歳以下までの継続雇用制度を定めている場合は、「(i) 65 歳以下」の(イ)～(ハ)から、継続雇用先として該当するもの全てにチェックしてください。

就業規則等に 65 歳を超えた継続雇用制度を定めている場合は、「(ii) 65 歳超」の(イ)～(ニ)から、継続雇用先として該当するもの全てにチェックしてください。

なお、平成 24 年改正法の経過措置に基づき、対象者を限定する基準を設けている場合で、さらに、65 歳を超えた継続雇用制度を就業規則等に定めている場合は、平成 24 年改正法の経過措置に基づく継続雇用先は、「(i) 65 歳以下」の(イ)～(ハ)から、65 歳を超えた継続雇用制度に基づく継続雇用先は、「(ii) 65 歳超」の(イ)～(ニ)から、該当するもの全てにチェックしてください。

b 対象

○ 希望者全員を継続雇用の対象としている場合

「(イ) 希望者全員を対象」にチェックし、継続雇用の上限年齢を記入してください。

・ 継続雇用の上限年齢を設けていない場合

→ 上限年齢の欄に「99」を記入してください。

・ 継続雇用の上限年齢を設けている場合

→ 上限年齢の欄に、希望者全員に適用される上限年齢を記入してください。

なお、平成 24 年改正法の経過措置^{*}に基づき、65 歳までの継続雇用制度に対象者を限定する基準を設けている場合は、希望者全員を対象とした継続雇用制度を導入しているものと見なします。このため、「(イ) 希望者全員を対象」にチェックし、上限年齢の欄に、希望者全員に適用される上限年齢を記入してください。（詳細は次ページを参照してください。）

※ 65 歳までの継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とすることが求められていますが、平成 24 年改正法の経過措置に基づき、平成 25 年 3 月 31 日までに、対象者を限定する基準を定めていた事業主については、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢（令和 4 年 4 月 1 日からは 64 歳）以上の者に対して基準を引き続き適用できる経過措置（令和 7 年 3 月 31 日まで）を設けています。

次に、希望者全員の継続雇用の上限年齢に到達した後も、基準に該当する一部の者のみを対象とした継続雇用制度の定めが就業規則等にある場合には、「更に基準に該当する者」の欄にもその上限年齢（上限年齢を設けていない場合は「99」）を記入してください。（対象者を限定して継続雇用する制度が就業規則等に定められていない場合は空欄としてください。）

また、対象者を限定する基準の根拠について、制度の上限年齢が 65 歳以下の場合は「(i) 基準(65 歳以下)の根拠」に、65 歳を超えている場合は「(ii) 基準(65 歳超)の根拠」に、当該基準の根拠となる就業規則等が労使協定等を締結した上で定められたものであるか、該当する(a)又は(b)にチェックしてください。

ただし、経過措置の基準を適用して 65 歳を超える制度がある場合は、(i)と(ii)の両方に記入いただく必要があります。詳細は以下の＜平成 24 年改正法の経過措置に係る「基準の根拠」の記入について＞を参照してください。

＜平成 24 年改正法の経過措置に係る「基準の根拠」の記入について＞

1. 平成 24 年改正法の経過措置に基づき、対象者を限定する基準を設けている場合

当該基準の根拠となる就業規則等が労使協定を締結した上で定められたものであるか、**「(i)基準(65 歳以下)の根拠」**の(a)又は(b)にチェックしてください。

2. 平成 24 年改正法の経過措置に基づき、対象者を限定する基準を設けている場合で、さらに、65 歳を超えた継続雇用制度を就業規則等に定めている場合

平成 24 年改正法の経過措置に基づく対象者を限定する基準の根拠は、「(i)基準(65 歳以下)の根拠」の(a)又は(b)に、65 歳を超えた継続雇用制度のための対象者を限定する基準の根拠は、「(ii)基準(65 歳超)の根拠」の(a)又は(b)にチェックしてください。

＜平成 24 年改正法の経過措置を廃止した場合の記入について＞

これまで平成 24 年改正法の経過措置に基づき、対象者を限定する基準を導入していたところ、過去 1 年間（令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日まで）の間に経過措置に係る就業規則等の定めを廃止し、希望者全員が 65 歳以上まで雇用される制度を導入した場合で、令和 4 年 6 月 1 日から廃止した日までの間に経過措置に基づく基準の適用年齢(64 歳)に到達した従業員がいた場合にのみ、以下の例のとおり、改正した制度の上限年齢欄に、改正後の年齢を記入してください。

※ ⑨欄において、当該基準の適用年齢に到達した従業員の状況を記入していただく必要があり、経過措置に係る就業規則等の定めを廃止した場合も同様です。特に、電子申請で報告する場合は以下のように⑩欄のイ「b 対象」(イ)のうち、「更に基準に該当する者」の上限年齢欄に記入がない場合、⑨欄に記入することができませんのでご注意ください。

例 1. 定年年齢 60 歳、希望者全員を 64 歳まで、基準該当者を 65 歳まで継続雇用することとしていたところ、希望者全員の継続雇用の年齢上限を 65 歳まで引き上げた場合

⑧欄の定年年齢に「60」、⑩欄のイ「b 対象」(イ)希望者全員を対象」の上限年齢欄に「65」、**「更に基準に該当する者」の上限年齢に「65」と記入してください。**対象者を限定する基準の根拠については、経過措置廃止前の状況に基づき記入してください。

例 2. 定年年齢 60 歳、希望者全員を 64 歳まで、基準該当者を 65 歳まで継続雇用することとしていたところ、定年年齢を 65 歳まで引き上げた場合

⑧欄の定年年齢に「65」、⑩欄のイ「b 対象」(イ)希望者全員を対象」の上限年齢欄に「64」、**「更に基準に該当する者」の上限年齢に「65」と記入してください。**対象者を限定する基準の根拠については、経過措置廃止前の状況に基づき記入してください。

○ 基準に該当する者だけを継続雇用の対象とする場合

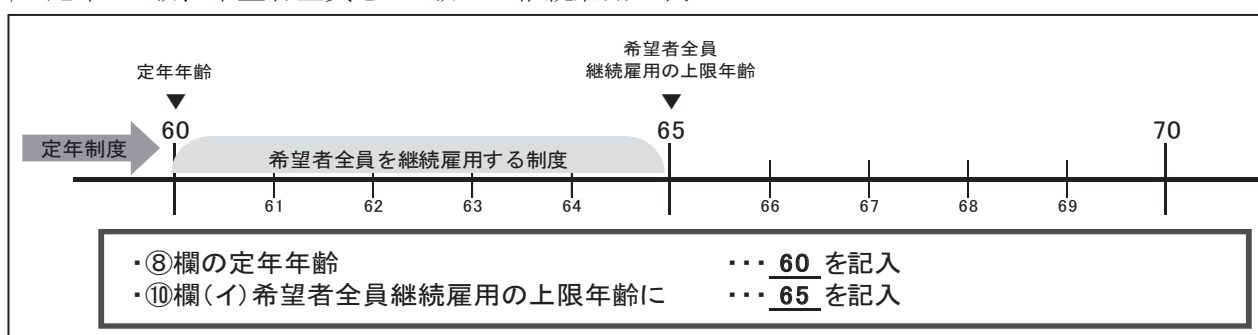
「(ロ) **基準に該当する者を対象**」にチェックし、継続雇用の上限年齢（上限年齢を設けていない場合は「99」）を記入してください。

次に、対象者を限定する基準の根拠について、「(i)基準(65歳以下)の根拠」及び「(ii)基準(65歳超)の根拠」の区分に応じて、当該基準の根拠となる就業規則等が労使協定等を締結した上で定められたものであるか、該当する(a)又は(b)にチェックをしてください。

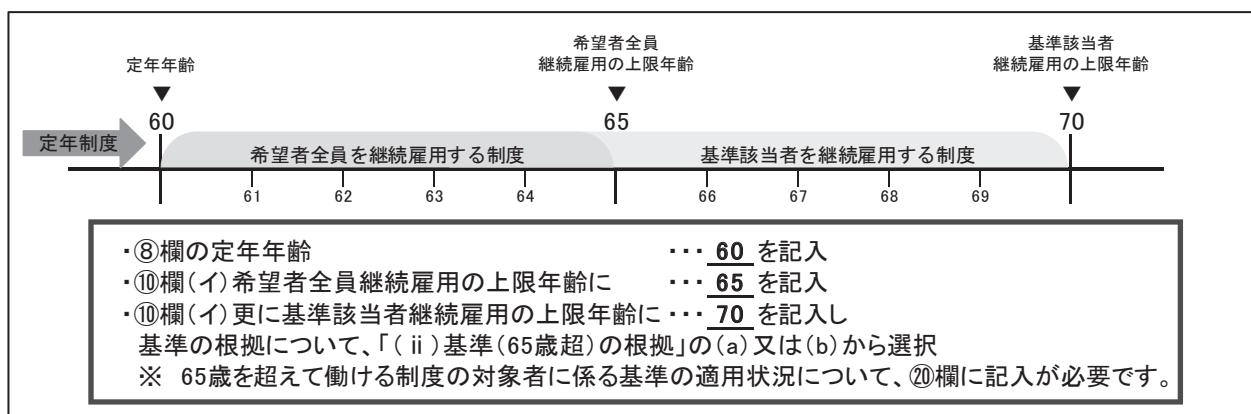
なお、⑧欄の定年年齢が65歳以上であり、定年後に基準に該当する者だけを継続雇用する場合も、「(ロ) **基準に該当する者を対象**」にチェックし、雇用される上限の年齢（上限年齢を設けていない場合は「99」）と「(ii) **基準(65歳超)の根拠**」を記入してください。

【⑩欄 希望者全員を継続雇用する制度の記入例】

(1) 定年60歳、希望者全員を65歳まで継続雇用の例

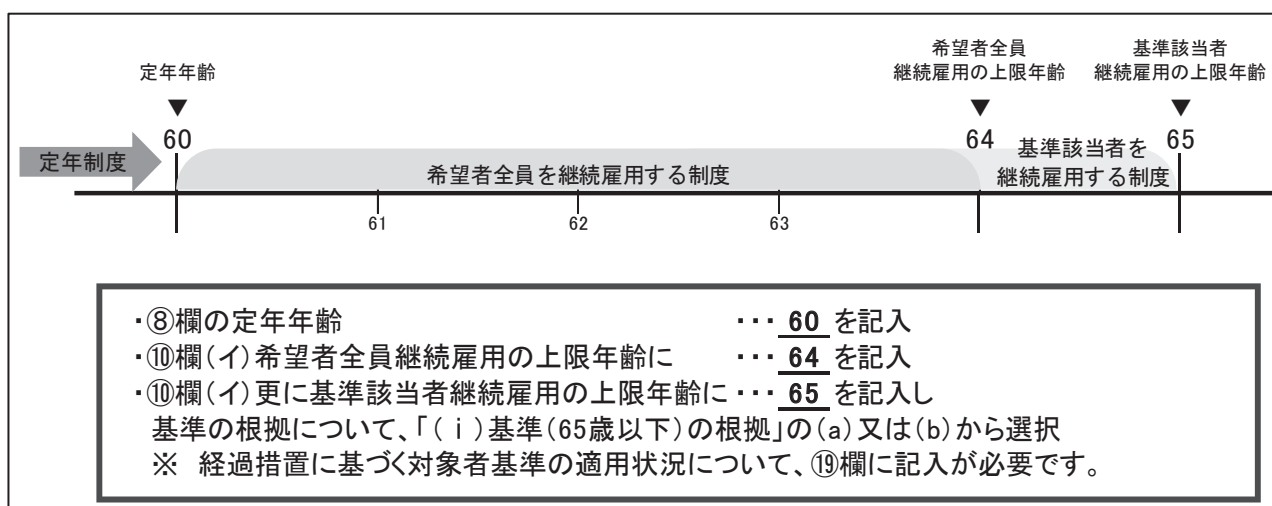


(2) 定年60歳、希望者全員を65歳まで継続雇用、その後更に基準該当者を70歳まで継続雇用の例

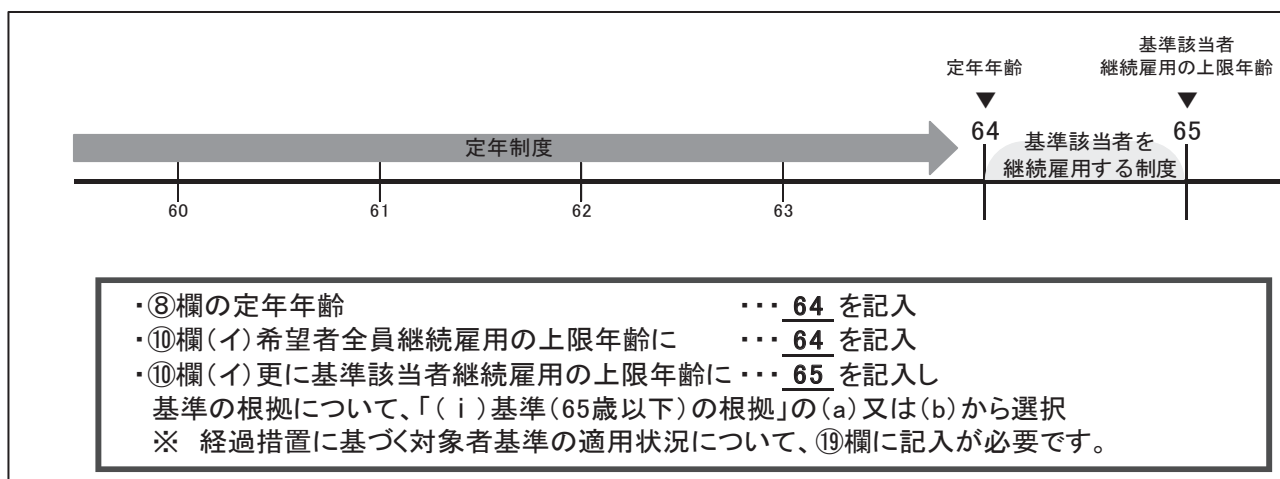


(3) 平成 24 年改正法の経過措置の例

→定年 60 歳、希望者全員を 64 歳まで継続雇用、その後更に基準該当者を 65 歳まで継続雇用の場合

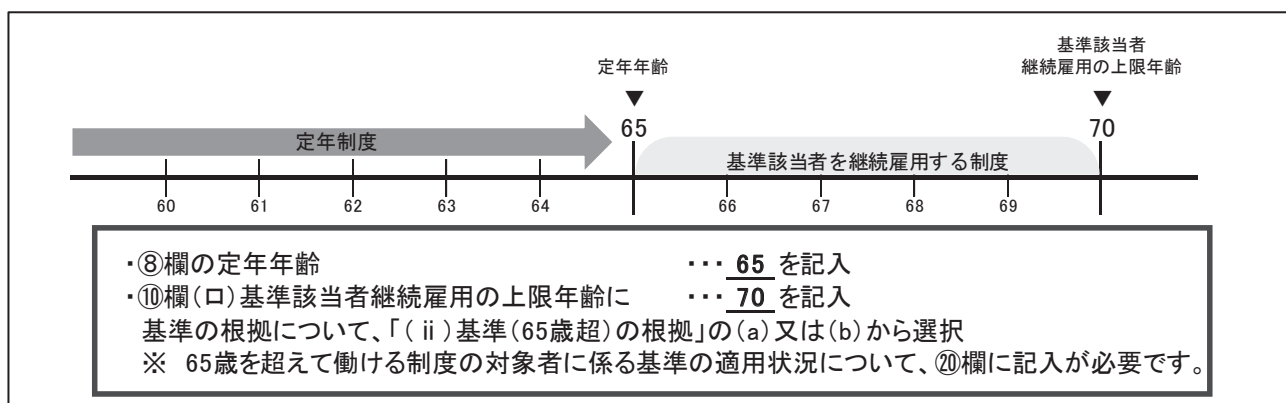


→定年 64 歳、基準該当者を 65 歳まで継続雇用の場合



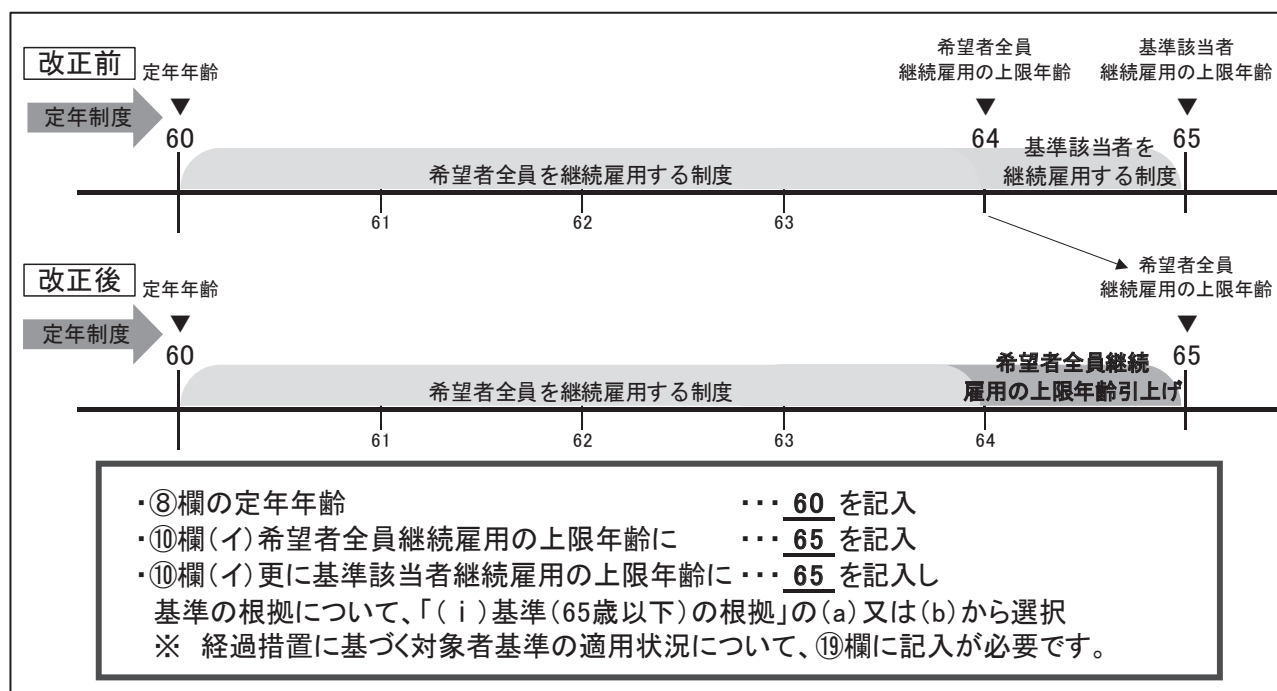
【⑩欄 基準該当者を継続雇用する制度の例】

・定年 65 歳、基準該当者を 70 歳まで継続雇用の例

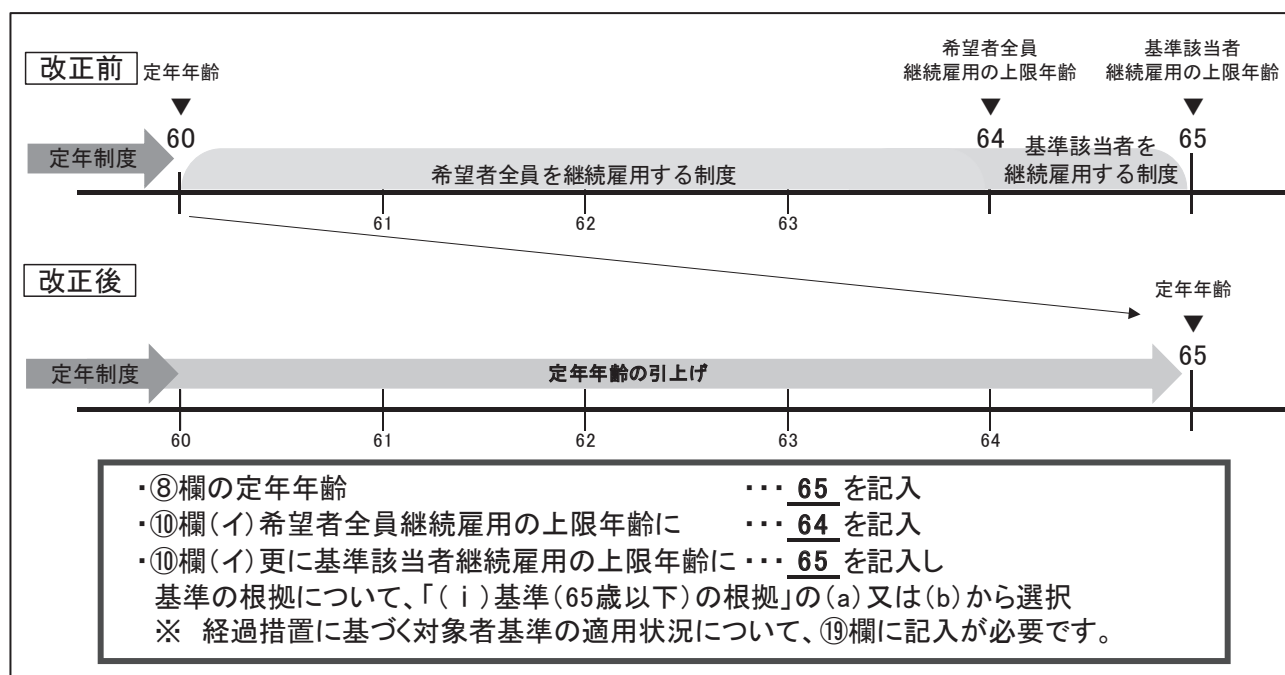


【⑩欄 過去1年間に平成24年改正法の経過措置を廃止した場合の記入例】

- (1) 定年 60 歳、希望者全員継続雇用 64 歳、基準該当者継続雇用 65 歳としていたところ、定年 60 歳、希望者全員継続雇用の上限年齢を 65 歳へ改正した場合



- (2) 定年 60 歳、希望者全員継続雇用 64 歳、基準該当者継続雇用 65 歳としていたところ、定年を 65 歳へ改正した場合



⑪欄 継続雇用制度の導入・改定予定

貴社における、今後の継続雇用制度の導入・改定予定を記入してください。

<継続雇用制度の導入・改定予定がある場合>

「イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり」にチェックした場合は、導入・改定予定の年月と導入・改定後の上限年齢（上限年齢を設けていない場合は「99」）を記入のうえ、内容を（イ）～（ニ）から選択してください。

【選択肢の選び方】

- ・ 65 歳までの雇用確保措置に係る経過措置の基準を廃止する場合
→ 「（イ）経過措置の基準の廃止」にチェックしてください。
- ・ これまで継続雇用制度の導入を行っていない場合や、（就業規則に定めずに）運用により継続雇用を行っている場合において、新たに就業規則に継続雇用制度を定め、導入する予定の場合
→ 「（ロ）新規導入」にチェックしてください。
- ・ 65 歳までの雇用確保措置に係る経過措置の基準を廃止し、継続雇用制度の上限年齢を引き上げる場合など、現在の継続雇用制度の上限年齢を引き上げる場合
→ 「（ハ）上限年齢の引上げ」にチェックしてください。
- ・ 65 歳を超えた継続雇用制度について、対象者基準を設けた上で就業規則等に定めているところ、当該対象者基準を廃止する予定の場合や、（イ）～（ハ）に該当しない内容の場合
→ 「（ニ）その他」にチェックしてください。

<継続雇用制度の導入・改定を検討しているが、時期が具体的に決まっていない場合>

「ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中」にチェックしてください。

<継続雇用制度の導入・改定予定がない場合>

「ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし」にチェックしてください。

4 創業支援等措置の状況（⑫・⑬欄）

ここでは、就業規則等で定める創業支援等措置の状況について記入してください。（創業支援等措置については、7 ページを参照してください。）

⑫欄 創業支援等措置（65 歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献）

貴社における、創業支援等措置の実施状況を記入してください。

創業支援等措置を就業規則に定め、かつ創業支援等措置の実施に関する計画（以下「実施計画」といいます。）を作成して実施している場合は、「イ 創業支援等措置を実施している」にチェックしてください。（⑧欄で「イ 定年なし」にチェックしている場合も、創業支援等措置を併せて実施している場合は、「イ 創業支援等措置を実施している」にチェックしてください。）

創業支援等措置を就業規則に定めていない場合、又は実施計画を作成していない場合は、「ロ 創業支援等措置を実施していない（運用により起業支援等を実施する場合を含む）」にチェックしてください。（例えば、就業規則に起業支援を行う制度の定めはないが、65 歳を超えた者に対し

て起業のための支援を行っている場合は「運用により起業支援等を実施」していると分類されます。また、就業規則に起業支援を行う制度の定めはあるものの、実施計画を作成せずに起業支援等を実施している場合も同様です。）

＜創業支援等措置を実施している場合＞

「イ 創業支援等措置を実施している」にチェックした場合は、以下に従い、a～c を記入してください。

a 実施している措置

(イ)～(ニ)から該当するもの全てにチェックしてください。具体的には、それぞれ下記のような制度が想定されます。

(イ)業務委託

高年齢者が定年後（又は継続雇用制度終了後）（以下この a において「定年後等」といいます。）に新たに事業を開始し、事業主と高年齢者個人又は高年齢者が設立した法人が継続的に業務委託契約を締結する制度。

(ロ)自社が実施する社会貢献事業

高年齢者が定年後等に、定年まで雇用した事業主が実施する社会貢献事業に継続的に従事できる制度。

(ハ)自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業

高年齢者が定年後等に、定年まで雇用した事業主が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業に継続的に従事できる制度。

(ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業

高年齢者が定年後等に、定年まで雇用した事業主が出資等（資金の出資のほか、事業を行うための事務スペースの提供・貸与など）を行う団体が実施する社会貢献事業に継続的に従事できる制度。

※ （ロ）～（ニ）の社会貢献事業は、高年齢者雇用安定法第 10 条の 2 第 2 項第 2 号において「社会貢献活動その他不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする事業」と定義されているため、特定又は少数の者の利益に資することを目的とする事業は、社会貢献事業としては認められません。

b 過半数労働組合等の同意

高年齢者就業確保措置として創業支援等措置を実施する場合に必要な実施計画に係る過半数労働組合等の同意について、(イ)又は(ロ)のうち該当するものにチェックしてください。

c 対象

○ 希望者全員を対象とする場合

「(イ) 希望者全員を対象」にチェックし、上限年齢を記入してください。

・ 制度の上限年齢を設けていない場合

→ 上限年齢の欄は「99」を記入してください。

・ 制度の上限年齢を設ける場合

→ 上限年齢の欄に、希望者全員に適用される上限年齢を記入してください。

次に、希望者全員の創業支援等措置の上限年齢に到達した後も、基準に該当する一部の者のみ継続して制度の対象とすることがある場合には、「更に基準に該当する者」の欄もその上限年齢を記入してください。（希望者全員を対象とした創業支援等措置の上限年齢以降、対象者を限定して実施する創業支援等措置がない場合は空欄としてください。）

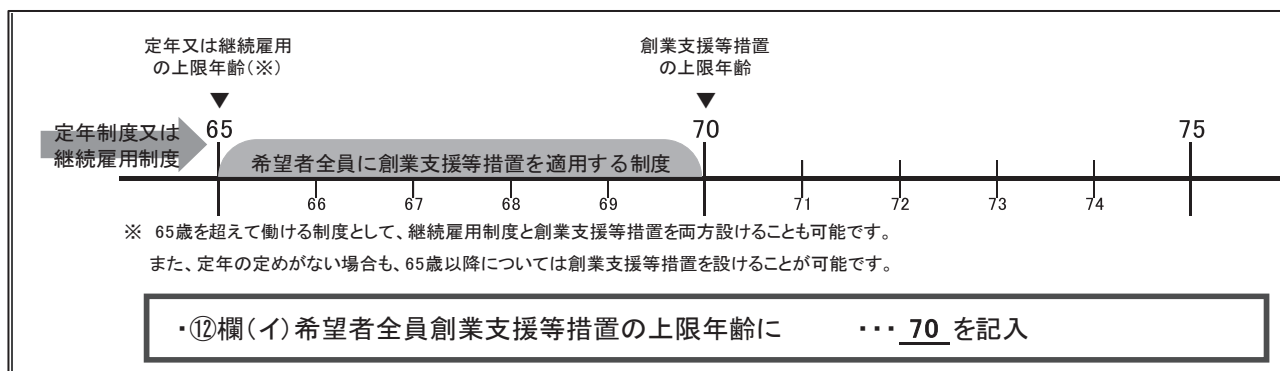
また、対象者を限定する基準の根拠となる就業規則等が、労使合意を得た上で定められたものであるか、該当する(a)又は(b)にチェックしてください。

○ 基準に該当する者だけを創業支援等措置の対象とする場合

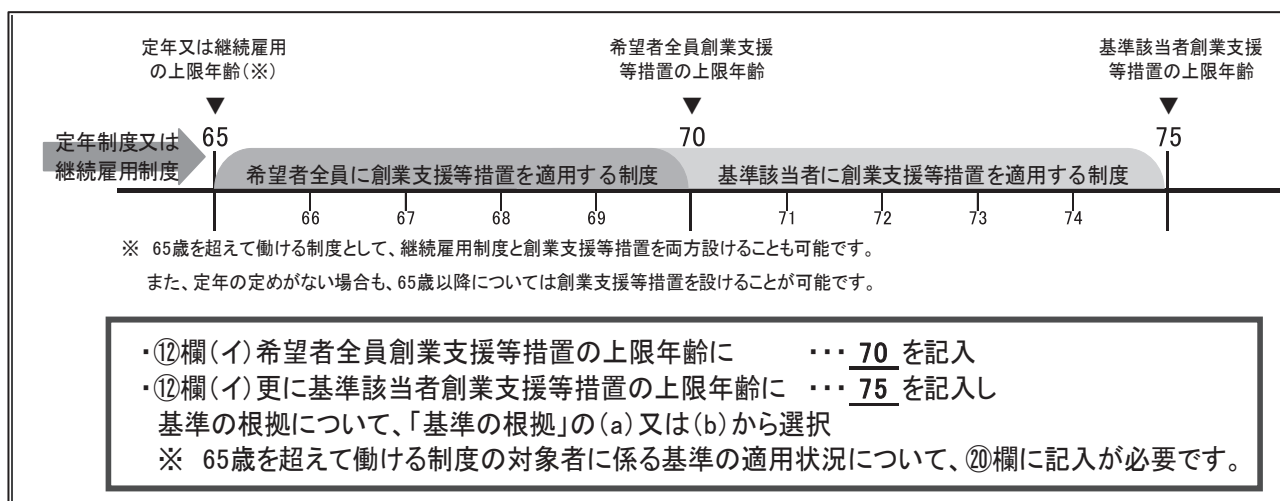
「(ロ) 基準に該当する者を対象」にチェックし、希望者全員を対象とする場合と同様に、上限年齢（上限年齢を設けていない場合は「99」）と基準の根拠を記入してください。

【⑩欄 過去1年間に平成24年改正法の経過措置を廃止した場合の記入例】

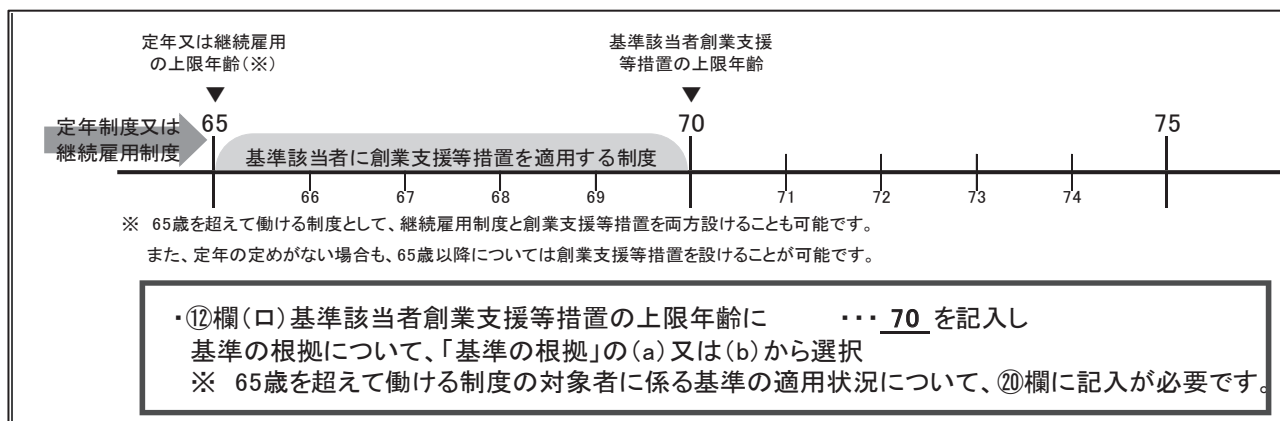
(1) 希望者全員に70歳まで創業支援等措置を適用する例



(2) 希望者全員に70歳まで創業支援等措置を適用し、その後更に基準該当者に75歳まで適用する例



(3) 基準該当者に 70 歳まで創業支援等措置を適用する例



⑬欄 創業支援等措置の導入・改定予定

貴社における、今後の創業支援等措置の導入・改定予定を記入してください。

<創業支援等措置の導入・改定予定がある場合>

「イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり」にチェックし、導入・改定予定の年月と導入・改定後の上限年齢（上限年齢を設けていない場合は「99」）を記入の上、内容を(イ)～(ニ)から選択してください。

【選択肢の選び方】

- ・ 創業支援等措置に係る対象者基準を廃止する場合
→ 「(イ) 対象者限定基準の廃止」にチェックしてください。
- ・ これまで創業支援等措置を行っていない場合、並びに創業支援等措置を就業規則に定めていない場合や就業規則に定めているものの実施計画の作成をしていない場合（運用により創業支援等措置を行っている場合）において、就業規則に創業支援等措置を定め、かつ、実施計画を作成し、導入する予定の場合
→ 「(ロ) 新規導入」にチェックしてください。
- ・ 創業支援等措置の上限年齢を引き上げる場合
→ 「(ハ) 上限年齢の引上げ」にチェックしてください。
- ・ 実施計画の変更（例えば、業務の内容に関する変更等）を行う予定の場合や、(イ)～(ハ)に該当しない内容の場合
→ 「(ニ) その他」にチェックしてください。

<創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等と協議を行っている状況である場合>

「ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている（過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む）」にチェックしてください。

<創業支援等措置の導入・改定を検討しているが、時期が具体的に決まっていない場合>

「ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中」にチェックしてください。

＜創業支援等措置の導入・改定予定がない場合＞

「ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし」にチェックしてください。

5 65 歳を超えて働ける制度等の状況（⑭欄）

ここでは、改正法の定める高年齢者就業確保措置（措置の概要は2ページを参照してください。）を実施しているとはいえないものの、65 歳を超えて働ける何らかの取組（⑧・⑩・⑫欄において記入した、65 歳を超えて働ける制度を除く。）を行っているかどうかについて記入してください。

このため、以下に該当する場合に記入してください。

- ・就業規則等に 65 歳を超えて働ける制度を定めているものの、対象者を限定する基準が具体的・客観的でない場合
- ・就業規則等に 65 歳を超えて働ける制度の定めがなく、運用等により 65 歳を超えて働ける制度等を導入している場合
- ・65 歳を超えて働ける制度がまったくない場合

なお、この⑭欄で記入する制度に係る過去1年間の適用状況については、⑱⑳欄には記入する必要はありませんのでご注意ください。

⑭欄 65 歳を超えて働ける制度等（⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く）の状況

- 就業規則等に 65 歳を超えて働ける制度（雇用によらない制度も含む）を定めているものの、対象者を限定する基準が具体的・客観的な基準でない場合（会社が必要と認める者、上司の推薦がある者等）

「イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を 65 歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている」にチェックした上で、上限年齢の規定がある場合は（イ）にチェックし、上限年齢を記入してください（導入している制度が雇用によらない制度である場合も、制度が適用される上限年齢を記入してください。）。また、上限年齢を規定していない場合は（ロ）にチェックしてください。

なお、創業支援等措置を就業規則に定めているものの、実施計画を作成していない場合は、上記と同様に記入してください。

- 就業規則等に 65 歳を超えて働ける制度の定めがなく、運用等により 65 歳を超えて働ける制度等を導入している場合

「ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない」にチェックしてください。その上で、今後、当該制度等を就業規則等に規定する予定がある場合は（イ）、検討中の場合は（ロ）、引き続き運用等により実施する場合は（ハ）にチェックしてください。

なお、創業支援等措置を就業規則に定めていないものの、実施計画を作成している場合は、上記と同様に記入してください。

- 65 歳を超えて働ける制度がまったくない場合

「ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない」にチェックしてください。その上で、今後、65 歳を超えて働ける何らかの制度を導入予定の場合は（イ）、検討中の場合は（ロ）、予定のない場合は（二）にチェックしてください。

6 常用労働者数（⑮欄）

⑮欄 常用労働者数（うち女性）

貴社が令和5年6月1日時点で雇用している常用労働者※の人数を、年齢階級別に計上し、括弧内には内数として女性の人数を記入してください。

使用人兼務役員については、雇用保険被保険者となっている場合に常用労働者として計上してください。また、出向中の労働者は、原則として、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、派遣社員は派遣元の事業所で計上してください。

※ 「常用労働者」とは、1年以上継続して雇用される者（見込みを含みます。）のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上の者をいいます（正社員の他、契約社員、パート労働者等も含みます。）。

7 過去1年間の離職者の状況（⑯欄）

⑯欄 過去1年間の離職者の状況（うち女性）

過去1年間（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）に、以下のような解雇（労働者の責めに帰すべき理由によるものを除く）その他の事業主都合（以下「解雇等」といいます。）により離職した45歳以上70歳未満の従業員の人数と、そのうち高年齢者雇用安定法第17条に規定する求職活動支援書※を作成した従業員の人数を記入してください。また、内数として女性の人数を記入してください。

- ・ 解雇（労働者の責めに帰すべき理由によるものを除く）
- ・ 継続雇用制度の対象者となる高年齢者に係る基準（平成24年改正法の経過措置に基づくもの）を定めている場合において、当該基準に該当しなかったことによる退職
- ・ その他事業主の都合による退職
- ・ 創業支援等措置による契約が事業主都合により終了する場合（労働者の責めに帰すべき理由によるものを除く）

※ 「求職活動支援書」とは、解雇等により離職することとなっている45歳以上70歳未満の高年齢者等が希望するときに、その円滑な再就職を促進するために事業主が作成する、当該高年齢者等の職務の経歴、職業能力その他のその高年齢者等の再就職に資する事項を明らかにする書面のことをいいます（高年齢者雇用安定法第17条）。

《⑧欄「定年」で「イ 定年なし」を選択した場合は⑰～⑳欄を記入せず※、「高年齢者雇用等推進者」「記入担当者」に進んでください》

※ ⑧欄で「イ 定年なし」を選択した場合でも、⑫欄で「イ 創業支援等措置を実施している」を選択した場合のみ、⑱欄に進んでください。

8 過去1年間の定年到達者等の状況（⑰・⑱欄）

《令和5年の報告様式より、⑰・⑱欄の記入方法を変更していますのでご注意ください。》

ここでは、就業規則等に定年や継続雇用制度等を定めており、これらの制度に基づいて過去1年間（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）に制度の上限年齢等に到達した従業員等がいる場合に記入してください。なお、就業規則等に定める定年や継続雇用制度等の規定が職種別等で異なる場合には、職種別等で⑰・⑱欄を算出し、それぞれの合計を⑰・⑱欄へ記入してください。

また、以下のとおり、就業規則等に定める制度の上限年齢に応じて記入する欄が異なりますので、ご注意ください。

I 定年年齢や継続雇用制度の上限年齢が65歳以下であり、その後に65歳を超えて働ける制度※がない場合は⑰欄のみに記入します。

II 定年年齢が65歳であり、その後に65歳を超えて働ける制度※がある場合や、定年年齢が66歳以上である場合（その後に働ける制度※があるか否かにかかわらず）は、⑱欄のみに記入します。

III 定年年齢や継続雇用制度の上限年齢が64歳以下であり、その後に65歳を超えて働ける制度※がある場合は⑰欄と⑱欄両方に記入します。

※ ⑰・⑱欄は、⑧・⑩・⑫欄に記入した制度の適用状況を報告する欄となりますので、**⑭欄に記入した制度は除きます。**例えば、定年年齢（65歳）に到達した後、就業規則等には65歳を超えて働ける制度が定められていないものの（上記Iのパターン）、運用等で65歳を超えて働いている労働者がいた場合、当該労働者は就業規則等に定められた制度の適用は終了していると判断されるため、⑰欄では「65歳までの継続雇用の終了による離職者等」に含めることとなります。

なお、⑩・⑫欄に記入した制度であったとしても、上限年齢を設けていない（上限年齢の欄に「99」が記入されている）場合は、当該制度を利用している従業員が退職したとしても⑰・⑱欄への記入は不要です。

※ 17ページ以降の<⑰欄と⑱欄の記入にあたっての考え方>も併せて参照してください。

<参考：65歳を超えて働ける制度の考え方について>

「65歳を超えて働ける制度」があるか否かは、就業規則等に規定された制度の上限年齢が65歳を超えているか否かにより判断いただくこととなります。例えば、就業規則に以下のとおり定年年齢を規定している場合、65歳に達した日を超えて働くこととなりますが、定年年齢は65歳となるため、「65歳を超えて働ける制度」には該当しません。

（定年を満65歳とする就業規則の記載例）

（定年等）

第〇条 労働者の定年は、満65歳とし、定年に達した年度の末日をもって退職とする。

⑰欄 65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況（うち女性）

貴社における定年年齢、継続雇用制度等の上限年齢がいずれも65歳以下の場合、又は最終的な

継続雇用制度等の上限年齢が 65 歳を超えているものの定年年齢が 64 歳以下の場合に、過去 1 年間に定年年齢に到達した者について、次の(a)から(e)に従って計上してください。さらに、継続雇用制度の上限年齢（65 歳以下）に到達したことにより退職した者の人数を(f)に記入してください。また、それぞれについて内数として女性の人数を記入してください。

※ 平成 24 年改正法の経過措置を利用している企業で定年年齢が基準適用年齢と同じである場合は、⑰欄と⑱欄の(a)～(c)及び⑰欄の(e)と⑱欄の(d)が一致するよう記入してください。

(a) 定年到達者の総数

定年年齢に到達した従業員の総数を計上してください。

※ 以下の(b)(c)(e)の合計と一致するよう記入してください。

(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者等）

上記(a)のうち、定年後の継続雇用を希望せずに定年年齢で退職した者や、定年後に働き続けられる制度がないことにより退職した者の人数を計上してください。

(c) 継続雇用者数

上記(a)のうち、定年年齢に到達した後に継続雇用された者の人数を計上してください。

(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数

上記(c)のうち、定年後に子会社等又は関連会社等で継続雇用された者の人数を計上してください。

※ 継続雇用先として該当するものは、⑩欄の「a 継続雇用先」で全てチェックしてください。

(e) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）

上記(a)のうち、解雇事由又は退職事由に該当するなどにより、定年後の継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者の人数を計上してください。

(f) 65 歳までの継続雇用の終了による離職者数等

継続雇用制度の上限年齢に到達したことにより退職した者等や、平成 24 年改正法に基づく経過措置の基準に該当せず離職した者の人数を計上してください。また、就業規則等には 65 歳を超えて働ける制度が定められていないものの、運用等で 65 歳を超えて働いている労働者がいる場合、当該労働者は就業規則等に定められた制度の適用は終了していると判断されるため、⑰欄では「65 歳までの継続雇用の終了による離職者等」に含めることになります。

なお、継続雇用制度の上限年齢が 65 歳であっても、その後に 65 歳を超えて働ける別の制度がある場合は、65 歳に到達した者の状況については⑰欄(f)に計上せず、⑱欄の(a)に計上し、その内訳を(b)～(h)に計上してください。

⑱欄 65 歳を超えて働ける制度の過去 1 年間の適用状況（うち女性）

貴社における定年年齢、継続雇用制度等のいずれかの上限年齢が 65 歳を超えている（66 歳以上）場合（⑧欄で「イ 定年なし」を選択し、他に 65 歳を超えて働ける制度がない場合を除く。）、過去 1 年間に定年や継続雇用制度等の上限年齢（65 歳以上）に到達した者について、次の(a)から(h)に従って計上してください。さらに、65 歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数を(i)に記入してください。また、それぞれについて内数として女性の人数を記入してください。

(a) 定年到達者等の総数

各制度の上限年齢に到達した従業員の総数を計上してください。

※ 以下の(b) (c) (f) (g) (h)の合計と一致するよう記入してください。

(b) 定年退職者数等（継続雇用を希望しない者等）

上記(a)のうち、定年年齢や継続雇用制度等の上限年齢に到達した後に、その後も働き続けられる制度の適用を希望せずに退職した者や、定年後に働き続けられる制度がないことにより退職した者等の人数を計上してください。

(c) 継続雇用者数（継続雇用の更新を含む）

上記(a)のうち、定年年齢に到達した後に継続雇用（希望者全員・基準該当者は問わない）された者及び継続雇用制度（希望者全員）の上限年齢到達後に更に基準に該当する者として継続雇用された者の人数を計上してください（1年毎の再雇用契約の更新などは含みません）。

(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数

上記(c)のうち、継続雇用先が子会社等又は関連会社等である者の人数を計上してください。

※ 継続雇用先として該当するものは、⑩欄の「a 継続雇用先」で全てチェックしてください。

(e) うちその他の会社での継続雇用者数

上記(c)のうち、継続雇用先が子会社等又は関連会社等以外である者の人数を計上してください。

※ 継続雇用先として該当するものは、⑩欄の「a 継続雇用先」で全てチェックしてください。

(f) 定年退職者数等（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等）

上記(a)のうち、解雇事由又は退職事由に該当するなどにより、定年年齢や継続雇用制度等の上限年齢に到達した後に、その後も働き続けられる制度の適用を希望したが適用されなかった者の人数を計上してください。

(g) 業務委託契約締結制度を利用する者

定年年齢に到達した後又は継続雇用制度（希望者全員・基準該当者は問わない）若しくは創業支援等措置（希望者全員）の上限年齢到達後に業務委託契約を締結する制度を利用する者の人数を計上してください。

(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者

定年年齢に到達した後又は継続雇用制度（希望者全員・基準該当者は問わない）若しくは創業支援等措置（希望者全員）の上限年齢到達後に社会貢献事業に従事する制度を利用する者の人数を計上してください。

(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数

65歳を超えて働ける制度の上限年齢に到達したことにより退職した者等の人数を計上してください。

＜⑰欄と⑱欄の記入にあたっての考え方＞

【ステップ0. 「最終的な継続雇用制度等の上限年齢」が65歳以下か、65歳超か】

最終的な継続雇用制度等の上限年齢が65歳以下か、65歳を超えているかどうか確認します。この上限年齢が65歳以下の場合は⑰欄のみの記入（以下、Ⅰのケース）となりますが、65歳を超えている場合には、⑱欄のみの記入（以下、Ⅱのケース）となる場合と⑰・⑱欄の両方に記入（以下、Ⅲのケース）が必要な場合があります。

※ 「最終的な継続雇用制度等の上限年齢」の考え方について

定年年齢が60歳で、65歳まで希望者全員を継続雇用、その後さらに基準に該当する者について70歳まで継続雇用する制度を就業規則等に定めている場合、「最終的な継続雇用制度等の上限年齢」は70歳となります。

なお、最終的な継続雇用制度等の上限年齢を設けていない（上限年齢の欄に「99」を記入している）場合、その1つ前の継続雇用制度等の上限年齢が64歳以下の場合はケースⅠとして、65歳以上の場合はケースⅡかⅢとして記入することとなります。（上限年齢を設けていない継続雇用制度等が適用されている者の離職の状況等は⑰⑱欄に記載する必要はありません。）

Ⅰ. 最終的な継続雇用制度等の上限年齢が65歳以下の場合

例えば、以下の場合が該当します。（いずれの例についても、65歳を超えた継続雇用制度等がないことがポイントです。）

- ①定年年齢が65歳以下で、その後の継続雇用制度がない場合
- ②定年年齢が64歳以下で、65歳まで希望者全員を継続雇用する制度がある場合
- ③平成24年改正法に基づく経過措置を利用する場合（例えば定年年齢が60歳で、64歳まで希望者全員を継続雇用、その後さらに平成24年改正法に基づく経過措置を利用し、基準に該当する者について65歳まで継続雇用している場合）等

※ 経過措置利用の場合も、基準該当者について65歳を超えて継続雇用する場合にはⅢのケースとなり、⑱欄の記入が必要となります

【ステップ1. 定年年齢到達者の記載】

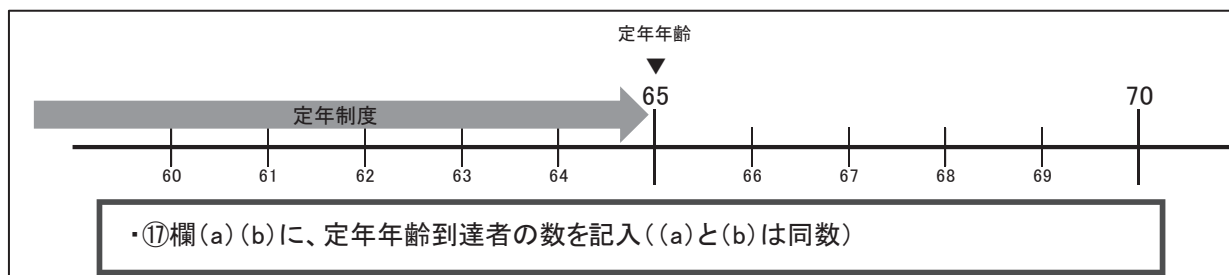
まず、定年年齢に到達した者の状況について、⑰欄の(a)～(e)に記入します。(b)(c)(e)欄は(a)欄の内訳となりますので、(b)(c)(e)欄の合計は(a)欄と一致させてください。上記①～③の例の場合、①～③のいずれも定年年齢到達者の数を、(a)欄に記入し、その内訳を(b)(c)(e)欄に記入することとなります（(d)欄は、(c)欄の内数になります。）。

【ステップ2. 「最終的な継続雇用制度の上限年齢」到達による離職者等の記載】

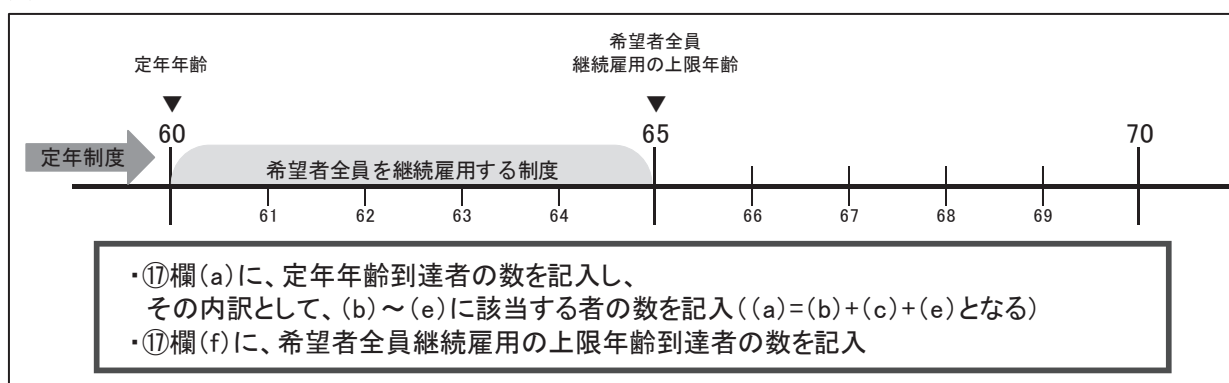
次に、最終的な継続雇用制度の上限年齢に到達して離職した者等の総数を、⑰欄の(f)欄に記入します。上記①～③の例の場合、①は記入不要、②は希望者全員継続雇用の上限年齢到達者の数を、③は希望者全員継続雇用の上限年齢到達者のうち離職した者及び基準該当継続雇用の上限年齢到達者の数を(f)欄に記入することとなります。

【⑰欄 65 歳まで働ける制度の過去 1 年間の適用状況の記入例】

(1) 定年が 65 歳の例

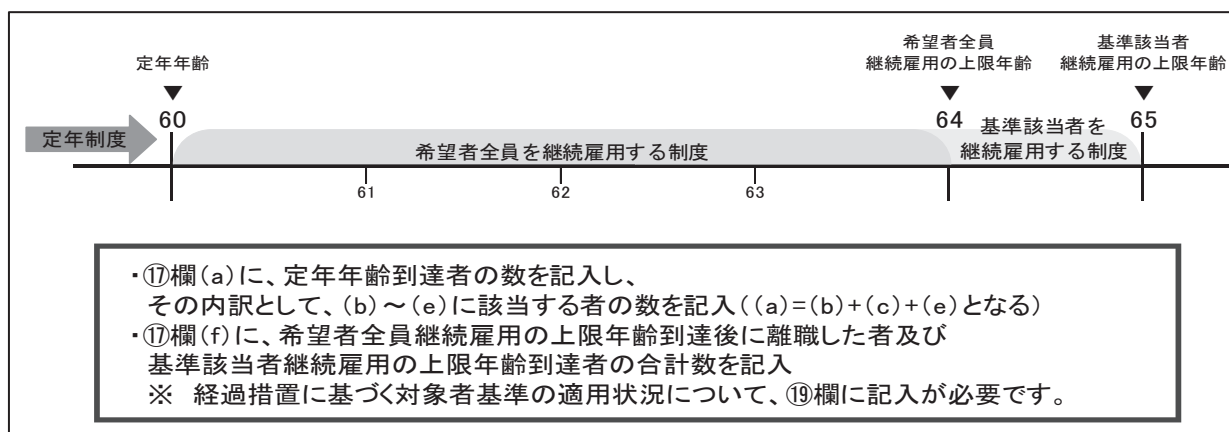


(2) 定年 60 歳、希望者全員を 65 歳まで継続雇用の例

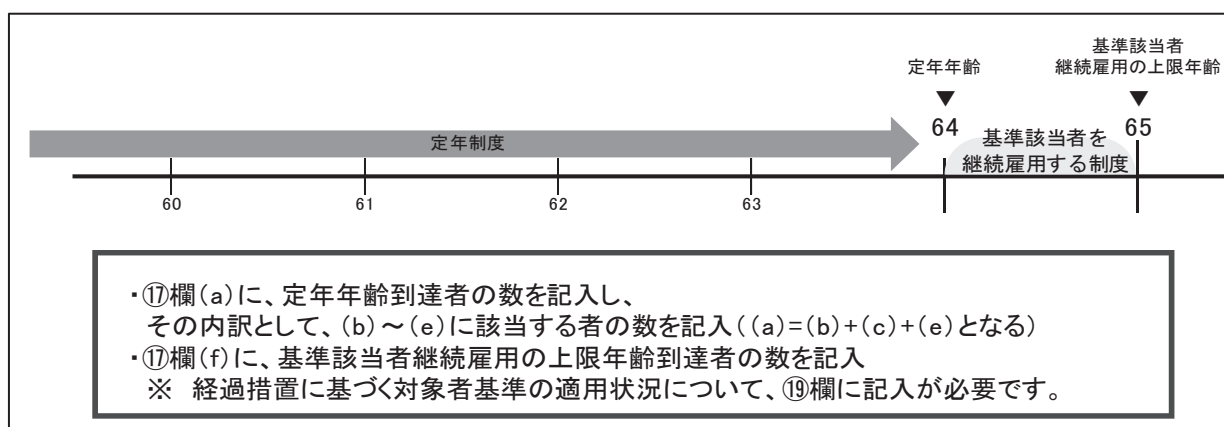


(3) 平成 24 年改正法の経過措置の例

→定年 60 歳、希望者全員を 64 歳まで継続雇用、その後更に基準該当者を 65 歳まで継続雇用の場合



→定年 64 歳、基準該当者を 65 歳まで継続雇用の場合



Ⅱ. 最終的な継続雇用制度等の上限年齢が 65 歳超かつ定年年齢が 65 歳以上の場合

例えば、以下の場合等が該当します。

- ①定年年齢が 65 歳を超えている（66 歳以上）場合で、その後の継続雇用制度等がない場合
- ②定年年齢が 65 歳以上で、その後に希望者全員を継続雇用できる制度があり、その後さらに基準に該当する者を継続雇用している場合
- ③定年制度はないものの、65 歳を超えて創業支援等措置を導入している場合 等

【ステップ 1. 定年年齢及び継続雇用制度等の上限年齢到達者の記載】

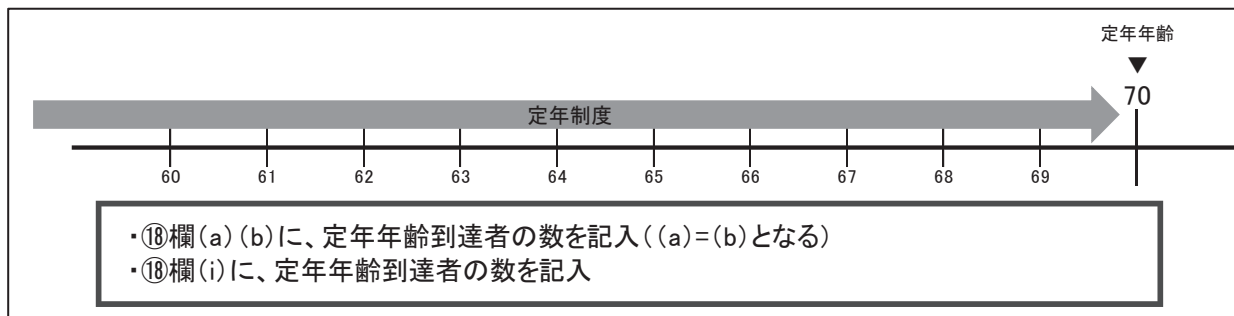
まず、定年年齢に到達した者及び継続雇用制度等の上限年齢に到達した者の状況について、①⑧欄の(a)～(h)に記入します。(b)(c)(f)(g)(h)欄は(a)欄の内訳となりますので、(b)(c)(f)(g)(h)欄の合計は(a)欄と一致させてください。上記①～③の例の場合、①定年年齢到達者の数を、②は定年年齢到達者、希望者全員継続雇用の上限年齢到達者及び基準該当継続雇用の上限年齢到達者の合計数を、③は創業支援等措置を利用する者の数を(a)欄に記入し、その内訳を(b)(c)(f)(g)(h)欄(③の場合は(g)(h)欄)に記入することとなります((d)(e)欄は、(c)欄の内数になります。))。

【ステップ 2. 「最終的な継続雇用制度の上限年齢」到達による離職者等の記載】

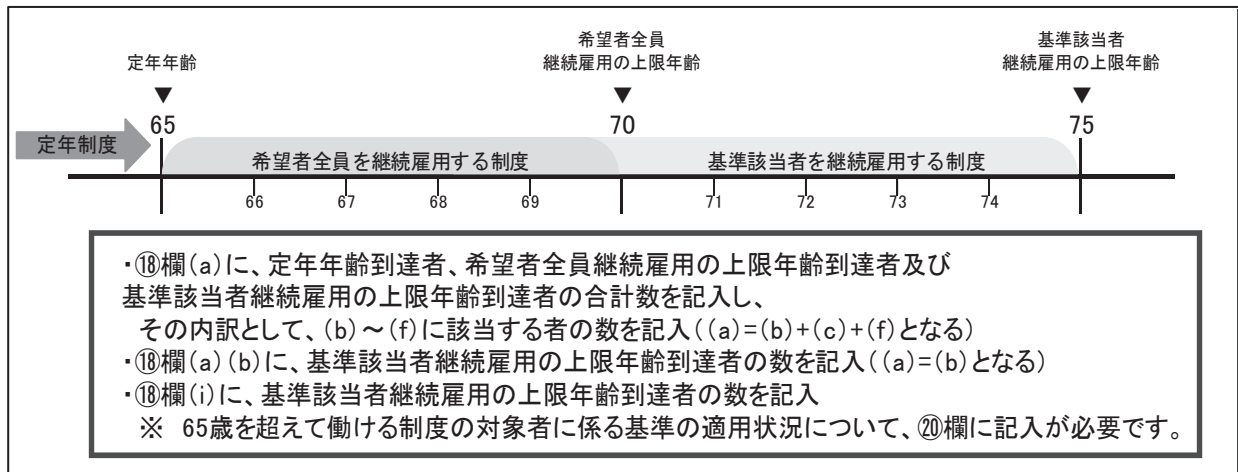
次に、最終的な継続雇用制度の上限年齢に到達して離職した者の総数を、①⑧欄の(i)欄に記入します。上記①～③の例の場合、①は定年年齢到達者の数を、②は基準該当継続雇用の上限年齢到達者の数を、③は創業支援等措置を利用できる上限年齢到達者の数を(i)欄に記入することとなります。

【⑩欄 65 歳を超えて働ける制度の過去 1 年間の適用状況の記入例】

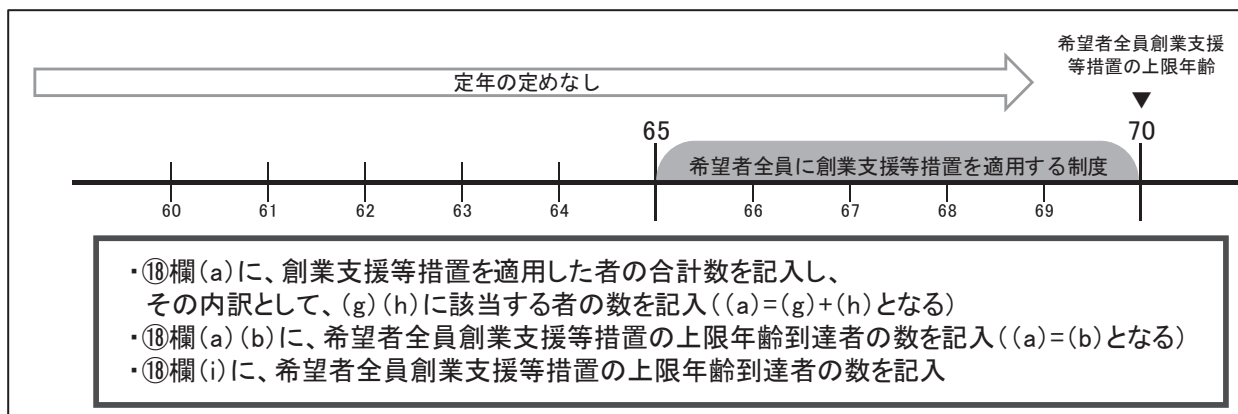
(1) 定年が 70 歳の例



(2) 定年 65 歳、希望者全員を 70 歳まで継続雇用、基準該当者を 75 歳までの継続雇用の例



(3) 定年の定めがなく、かつ 65 歳以降の希望者全員に創業支援等措置を 70 歳まで適用する例



Ⅲ. 最終的な継続雇用制度等の上限年齢が 65 歳超かつ定年年齢が 64 歳以下の場合

例えば、以下の場合が該当します。

- ①定年年齢が 64 歳以下で、その後に 70 歳まで希望者全員を継続雇用する制度がある場合
- ②定年年齢が 64 歳以下で、その後に 65 歳まで希望者全員を継続雇用する制度があり、その後さらに希望者全員が 70 歳まで創業支援等措置を利用できる場合

③定年年齢が60歳で、64歳まで希望者全員を継続雇用、その後さらに平成24年改正法に基づく経過措置を利用し基準に該当する者を70歳まで継続雇用している場合 等

【ステップ1. 定年年齢到達者の記載】

まず、定年年齢に到達した者の状況について、⑰欄の(a)～(e)に記入します。(b)(c)(e)欄は(a)欄の内訳となりますので、(b)(c)(e)欄の合計は(a)欄と一致させてください。上記①～③の例の場合、①～③のいずれも定年年齢到達者の数を(a)欄に記入し、その内訳を(b)(c)(e)欄に記入することとなります((d)欄は、(c)欄の内数になります。)

なお、③において、64歳までの希望者全員継続雇用の上限年齢到達後に離職する者がいる場合、⑰欄の(f)欄に該当する者の数を記入します。

【ステップ2. 65歳以上の継続雇用制度等の上限年齢到達による離職者等の記載】

次に、65歳以上の継続雇用制度の上限年齢に到達した者の状況について、⑱欄の(a)～(h)に記入します。(b)(c)(f)(g)(h)欄は(a)欄の内訳となりますので、(b)(c)(f)(g)(h)欄の合計は(a)欄と一致させてください。上記①～③の例の場合、①は希望者全員継続雇用の上限年齢到達者の数を、②は希望者全員継続雇用及び希望者全員創業支援等措置の上限年齢到達者の合計数を、③は基準該当継続雇用の上限年齢到達者の数を(a)欄に記入し、その内訳を(b)(c)(f)(g)(h)欄に記入することとなります((d)(e)欄は、(c)欄の内数になります。)

※ ②の例の場合、希望者全員継続雇用の上限年齢が65歳であり、65歳を超えていませんが、上限年齢到達後の状況について記入する必要があるため、便宜的に⑱欄で記入します。

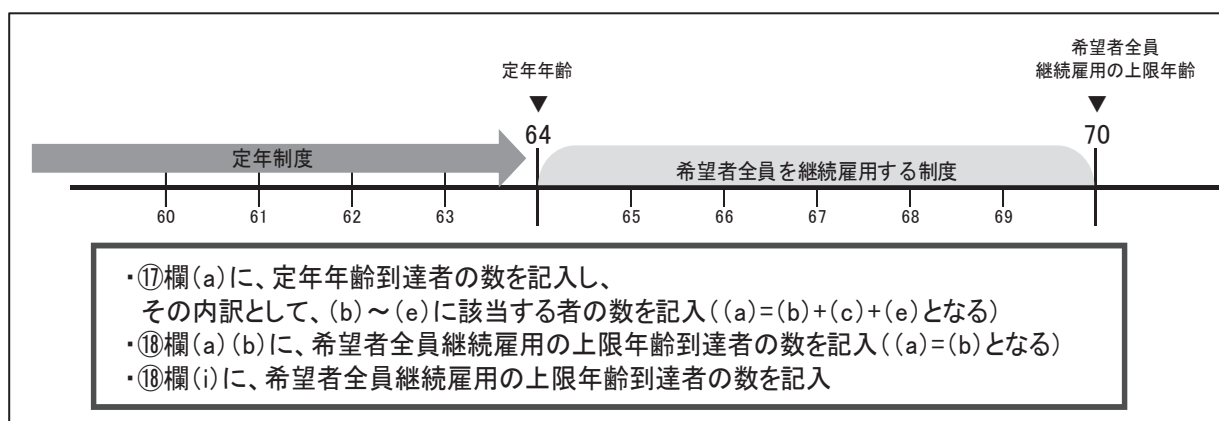
【ステップ3. 「最終的な継続雇用制度等の上限年齢」到達による離職者等の記載】

次に、最終的な継続雇用制度等の上限年齢に到達して離職した者の総数を、⑱欄の(i)欄に記入します。上記①～③の例の場合、①は希望者全員継続雇用の上限年齢到達者の数を、②は希望者全員創業支援等措置の上限年齢到達者の数を、③は基準該当継続雇用の上限年齢到達者の数を(i)欄に記入することとなります。

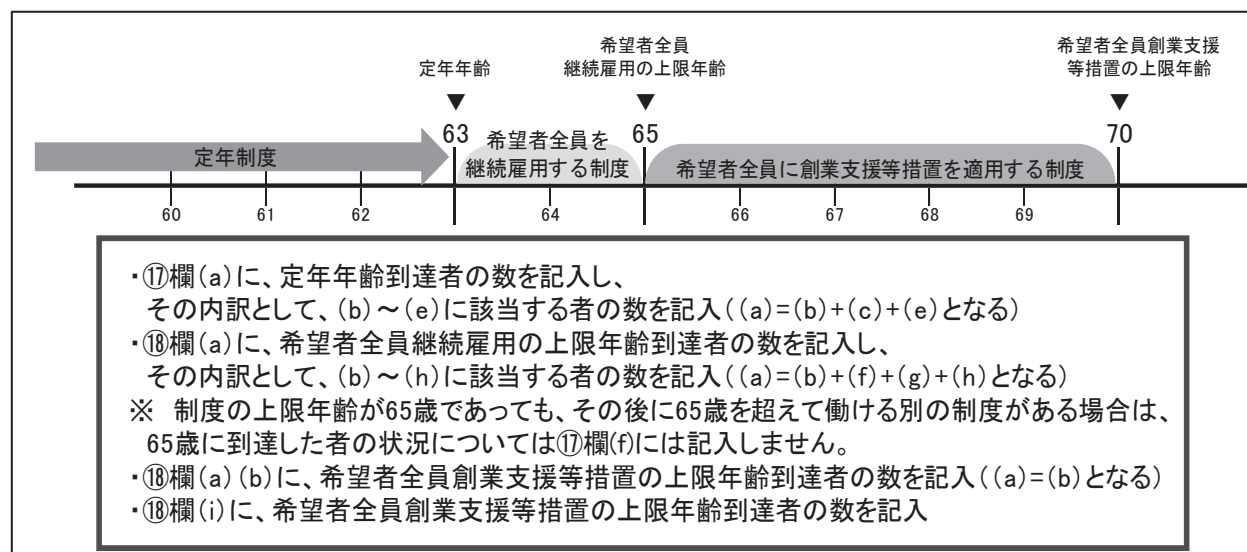
【⑰⑱欄の両方に記入する必要がある例】

～ 最終的な継続雇用制度等の上限年齢が65歳を超えており、かつ定年年齢が64歳以下の場合 ～

(1) 定年64歳、希望者全員を70歳まで継続雇用の例

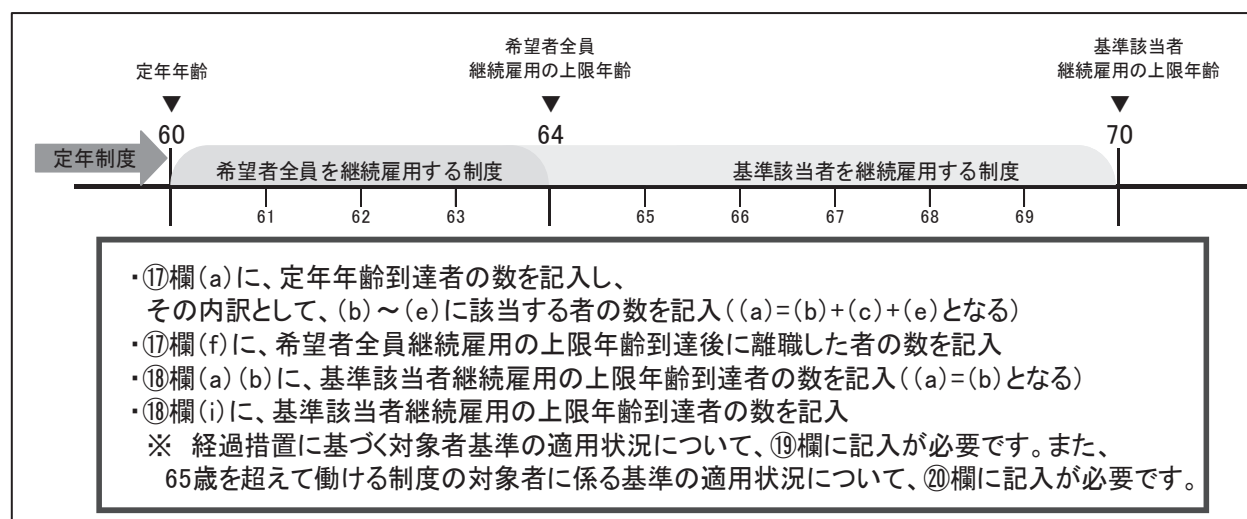


(2) 定年 63 歳、希望者全員を 65 歳まで継続雇用、その後希望者全員が創業支援等措置を適用できる場合



(3) 平成 24 年改正法の経過措置の例

→定年 60 歳、希望者全員を 64 歳まで継続雇用、その後更に基準該当者を 70 歳まで継続雇用の場合



9 経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去 1 年間の適用状況（平成 24 年改正法の経過措置）（①⑨欄）

ここでは、平成 24 年改正法の経過措置に基づき、継続雇用の対象者を限定する基準の適用年齢（令和 4 年 4 月 1 日より 64 歳）を定年年齢又は希望者全員に係る継続雇用制度の上限年齢とした上で、対象者基準を設けて 65 歳以上まで継続雇用できる制度を導入している場合に記入してください。

特に、電子申請で報告する場合は⑩欄のイ「b 対象」「(イ) 希望者全員を対象」のうち、「更に基準に該当する者」の上限年齢欄に記入がない場合、⑪欄に記入することができませんのでご注意ください（平成 24 年改正法の経過措置に係る記入方法については、12 ページを参照してください。）。また、当該上限年齢欄に記入はあるものの、⑪欄に記入する必要がない場合※においても、⑪欄の各項目に「0」を入力する必要がありますのでご注意ください。

※ 以下の場合が該当します。

- ①過去 1 年間に、平成 24 年改正法の経過措置に基づき、継続雇用の対象者を限定する基準を適用した従業員がいない場合
- ②希望者全員を継続雇用できる制度があり、その後更に基準に該当する者を継続雇用する制度を導入している場合（高年齢者就業確保措置に基づく基準を導入している場合）

⑪欄 経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去 1 年間の適用状況（うち女性）

平成 24 年改正法の経過措置に基づき、継続雇用の対象者を限定する基準を導入している場合に、過去 1 年間（令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日まで）に当該基準の適用年齢（64 歳）に到達した従業員の状況を、次の(a)から(d)に従って記入してください。また、内数として女性の人数を記入してください。なお、過去 1 年間の間に経過措置に係る就業規則等の定めを廃止しているものの、令和 4 年 6 月 1 日から廃止した日までの間に当該基準の適用年齢に到達した従業員がいる場合は、⑪欄に記入が必要です。（この場合の⑩欄の記入方法については、15 ページを参照してください。）。

※ 平成 24 年改正法の経過措置を利用している企業で定年年齢が基準適用年齢と同じである場合は、⑪欄と⑪欄の(a)～(c)及び⑪欄の(e)と⑪欄の(d)が一致するように記入してください。

(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数

就業規則に定めている継続雇用の対象者を限定する基準を適用する年齢に到達し、基準を適用した従業員の人数を計上してください。

※ 以下の(b)(c)(d)の合計と一致するように記入してください。

(b) 継続雇用終了者数等（継続雇用の更新を希望しない者等）

上記(a)のうち、継続雇用の更新を希望せずに離職した従業員の人数を計上してください。

(c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数

上記(a)のうち、基準に該当して引き続き継続雇用された従業員の人数を計上してください。

(d) 継続雇用終了者数等（基準に該当しない者）

上記(a)のうち、継続雇用の更新を希望したが基準に該当しないため継続雇用が終了し、離職した従業員の人数を計上してください。

10 65 歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去 1 年間の適用状況（⑫欄）

ここでは、65 歳を超えて働ける制度を導入している場合（⑫欄で「イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている」を選択し制度の上限年齢が 65 歳を超えている場合又は⑫欄で「イ 創業支援等措置を実施している」を選択している場合）で、かつ、制度の対象者を限定する基準を導入している場合に記入してください。

⑳欄 65 歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去 1 年間の適用状況（うち女性）

65 歳を超えて働ける制度の対象者を限定する基準を導入している場合に、過去 1 年間（令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日まで）に当該基準の適用年齢に到達した従業員の状況を、次の (a) から (d) に従って記入してください。また、内数として女性の人数を記入してください。

なお、⑭欄で記入した制度については記入する必要はありません。

(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数

就業規則に定めている継続雇用等の対象者を限定する基準を適用する年齢に到達し、基準を適用した従業員等の人数を計上してください。

※ 1 人数の計上方法は以下の＜65 歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の考え方＞を参照してください。

※ 2 以下の (b) (c) (d) の合計と一致するよう記入してください。

(b) 継続雇用等終了者数等（継続雇用等の更新を希望しない者）

上記 (a) のうち、継続雇用等の更新を希望せずに離職した従業員の人数を計上してください。

(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数

上記 (a) のうち、基準に該当して引き続き継続雇用等された従業員の人数を計上してください。

(d) 継続雇用等終了者数等（基準に該当しない者）

上記 (a) のうち、基準に該当しないため継続雇用等が終了し、離職した従業員の人数を計上してください。

＜65 歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の考え方＞ ～(a) の人数の計上方法について～

【例 1】平成 24 年改正法の経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準を導入し、更に基準を設けて 65 歳を超えて働ける制度を導入している場合

平成 24 年改正法の経過措置に基づき、継続雇用の対象者を限定する基準の適用年齢（令和 4 年 4 月 1 日より 64 歳）まで希望者全員を継続雇用した後に、65 歳まで継続雇用の対象者を限定する基準を設けている企業が、その後更に対象者基準を設けて 65 歳を超えて働ける制度（継続雇用制度・創業支援等措置の別を問わない）を導入している場合は、過去 1 年間に於いて 65 歳に到達した従業員の状況を記入してください。

※ 過去 1 年間に於ける平成 24 年改正法の経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準の適用年齢に到達した従業員の状況は⑭欄に記入してください。

【例 2】定年年齢 60 歳、希望者全員を 65 歳まで継続雇用、基準を設けて 70 歳まで働ける制度を導入している場合

定年年齢が 60 歳かつ希望者全員 65 歳までの継続雇用制度を導入している企業が、対象者基準を設けて 70 歳まで働ける制度（継続雇用制度・創業支援等措置の別を問わない）を導入している場合は、過去 1 年間に於いて 65 歳に到達した従業員の状況を記入してください。

【例 3】定年年齢 65 歳、希望者全員を 72 歳まで継続雇用、基準を設けて 75 歳まで働ける制度を導入している場合

定年年齢が 65 歳かつ希望者全員 72 歳まで働ける制度（継続雇用制度・創業支援等措置の別を問わない）を導入している企業が、対象者基準を設けて 75 歳まで働ける制度（継続雇用制度・創業

支援等措置の別を問わない)を導入している場合は、過去1年間において72歳に到達した従業員の状況を記入してください。

【例4】定年年齢67歳、基準を設けて70歳まで働ける制度を導入している場合

定年年齢67歳の企業が、対象者基準を設けて70歳まで働ける制度(継続雇用制度・創業支援等措置の別を問わない)を導入している場合は、過去1年間において67歳に到達した従業員の状況を記入してください。

11 高年齢者雇用等推進者及び記入担当者

＜高年齢者雇用等推進者について＞

高年齢者雇用確保措置及び高年齢者就業確保措置を推進するため、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を行う者として、「高年齢者雇用等推進者」を選任している場合は、その役職と氏名を記入してください。

高年齢者雇用安定法第11条において、事業主は、企業における高年齢者の安定した雇用機会の確保等を推進するための取組の中心的役割を担う者として、「高年齢者雇用等推進者」を選任するよう努めなければならないこととされています。具体的には、定年延長、定年到達者の再雇用、勤務延長等による高年齢者の継続雇用の実施及びこれに伴う賃金・退職金制度の見直し、人事管理制度の見直し、職務再設計等による職場環境の改善、高年齢者の能力開発等の業務を担うこととなります。

＜記入担当者について＞

この報告書を記入した担当者の所属部課、役職及び氏名を記入してください。また、社会保険労務士等が記入する場合は、その連絡先を記入してください。

なお、本欄は記入内容の確認の際の連絡先になります。

2 障害者雇用状況報告

障害者雇用状況報告書の提出義務と提出方法等について

(1) 提出義務

事業主は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」といいます。）第 43 条第 7 項に基づき、障害者の雇用に関する状況について、毎年、厚生労働大臣に報告しなければならないこととされています。

報告義務のある事業主は、企業全体の常用雇用労働者（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が 43.5 人以上の事業主（独立行政法人、公団、公庫等の一定の特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第 2 に掲げる法人）については常用雇用労働者が 38.5 人以上の事業主）です。

（雇用している障害者数が 0 人の場合でも報告義務があります。）

※ この報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合は、障害者雇用促進法第 86 条第 1 号の規定により、罰則（30 万円以下の罰金）の対象となります。

(2) 提出方法

報告は、令和 5 年 6 月 1 日現在の状況を、障害者雇用状況報告書により企業の主たる事業所（いわゆる本社）において、支社、支店等の分をとりまとめて、本社の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」といいます。）の長あてに、電子申請（1 ページの「電子申請のご案内」を参照してください。）（※）、郵送若しくは持参により提出してください。（安定所から指示があった場合を除き、支社、支店等において別途提出する必要はありません。雇用率算定に係る各種特例の認定を受けている場合は、49 ページに記載されている「5 雇用率算定に係る特例を受けている場合の報告の方法」を参照し、親事業主又は事業協同組合等で取りまとめ、認定に係る確認書類を添えて提出してください。）

電子申請で提出する場合は、後の確認のため、報告したファイルの内容を印刷し、事業主控として保管しておいてください。

紙の報告書で提出される場合、報告書は 3 枚複写となっておりますので、正、副の 2 枚を公共職業安定所長に提出し、事業主控は後の確認のため、保管しておいてください。

（※）電子申請で提出する場合には、紙で提出する場合と報告様式が異なります。必ず 37～44 ページの記入例をご確認の上、ご記入ください。

(3) 報告書の活用

ご提出いただいた報告は、障害者の雇用状況及び雇用率の達成状況を把握し、今後の施策の検討に役立てるとともに、必要に応じ、各企業に対し安定所等による助言・指導・調査等を行うための基本情報として用いられます。

また、障害者雇用促進法第49条第2項に基づき、国は、対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、障害者雇用納付金関係業務に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」といいます。）に行わせるものとされており、また、機構は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第14条に規定する業務を行うものとされており、これらの事務の効果的な実施のため、提出いただいた障害者雇用状況報告については、機構に提供することとしておりますので、あらかじめご了承ください。

(4) 情報公開制度に係る留意事項

障害者雇用状況報告書又はこれに基づき作成された行政文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求が行われた場合、当該報告書における以下の欄以外は開示されることがありますので、あらかじめご承知置きください。

〔開示されない欄：37～44ページの記入例に太枠にて表記しています。〕

- ・「B（又はC） 雇用の状況」における「常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数」のすべての欄（「C（又はD。以下同じ。） 事業所別の内訳」を含む。）
- ・「計（⑪の(リ)＋⑪の(カ)＋⑪の(イ)等」の「C 事業所別の内訳」の欄、「D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」のすべての欄（「C 事業所別の内訳」を含む。）
- ・「D（又はE） 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」全ての欄、「E 障害者雇用推進者」の全ての欄（役職名及び氏名）及び「F（又はE） 記入担当者」全ての欄（所属部課名及び氏名）

(5) 独立行政法人の雇用状況について

独立行政法人については、障害者雇用促進法改正に係る国会審議における附帯決議を踏まえ、集計結果の発表の際に個別の雇用状況を併せて公表しますので、あらかじめご了承ください。

公表される項目は、「⑩(ニ)法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」、「⑫計」、「⑬実雇用率」及び「⑭身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」です。（いずれの項目も「C 事業所別の内訳」を除く。）

障害者雇用状況報告書 記入方法A

次のいずれかに該当する企業は、この「記入方法A」を参照ください。

- ①除外率が設定されている事業所がある企業
- ②特例子会社の認定を受けている企業
- ③就労継続支援事業(A型)の事業所がある企業

雇用保険適用事業所番号を記入してください。
※番号は同封の「ご挨拶」に記載しております。

なお、関係会社特例、企業グループ特例、事業協同組合等特例の認定を受けている場合、事業主別様式(様式6の2(1)、3(1)、4(1))には各企業の適用事業所番号、グループ様式(様式6の2(2)、3(2)、4(2))には親事業主又は事業協同組合等の適用事業所番号を記入してください。

- ・スタンプ、ゴム印等を使用する場合には2枚目以降にも忘れずに押印してください。ゴム印等の文字で他の記載事項が読み取れなくなることをないように注意してください。
- ・社印、代表取締役印等の押印は不要です。

③欄

13桁の法人番号を記入してください。
法人番号は、以下の国税庁法人番号公表サイトで確認ができます。

〈国税庁法人番号公表サイト〉
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>



⑩(イ)欄には、1週間の所定労働時間が30時間以上の方を、
⑩(ロ)欄には、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方の数を記入してください。
(いずれも1年を超えて雇用される見込みがあることまたは1年を超えて雇用されていることが必要です。)

⑩(ハ)欄には、⑩(イ)欄で記入した数と⑩(ロ)欄で記入した数を0.5倍した数を合算した数を記入してください。(小数点以下第1位まで)

(記載例)

$$7,100 + (493 \times 0.5) = 7,346.5$$

様式第6号(第4条関係)(表面)

1 3 0 1 - 9 8 7 6 5 4 - 1													障害者雇用状況報告書													
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおりに報告します。																										
A 事業主	(ふりがな) ころろてつこう かぶしがいいしゃ													住												
	法人名称 厚労鉄鋼 株式会社													法人は主たる事業所の所在地												
	(ふりがな) すずき たろう																									
	氏名又は代表者氏名 鈴木 太郎																									
③ 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																										
B 雇用の状況	④ 適用事業所番号 1301 - 987654																									
	⑤ 事業所の名称 本社																									
	⑥ 事業所の区分 3																									
	⑦ 事業所の所在地 東京都千代田区大手町〇-〇-〇																									
	⑧ 事業の内容																									
	⑨ 除外率																									
⑩ 常用雇用労働者の数																										
(イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く) 7,100													1,466													
(ロ) 短時間労働者の数 493 人													96													
(ハ) 常用雇用労働者の数 [イ(ロ×0.5)] 7,346.5 人													1,514.0													
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数 6,333.5 人													1,514.0													

⑩(二)欄は、各支店、営業所等ごとに「法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」を算出し、得られた数を加算し、記入してください。(小数点以下第1位まで)

記 報 告 書

(日本産業規格A列4)

令和 5 年 6 月 1 日現在

令和 5 年 6 月 10 日

公共職業安定所長 殿

〒 100 - 0001

所 東京都千代田区
大手町〇-〇-〇

事業の種類 産業分類 2 2 事業所の数 5

鉄鋼業
鉄材の製造・販売

(TEL 03 - 0000 - 1111)

C 事業所別の内訳

1	1406 - 345678 - 2	1301 - -	1408 - 123456 - 3	1301 - 234567 - 4
平塚工場	横浜支店	鎌倉営業所	厚労サポート	
3	3	2	1	
神奈川県平塚市 日出町△-△-△	神奈川県横浜市中区 長者町?-?	神奈川県鎌倉市 大船▲▲	東京都千代田区 大手町〇-〇-〇	
鉄材の製造事業				
% 20 %	%	%	%	%
人 4,897 人	人 687 人	人 20 人	人 30 人	
人 345 人	人 35 人	人 5 人	人 12 人	
人 5,069.5 人	人 704.5 人	人 22.5 人	人 36.0 人	
人 4,056.5 人	人 704.5 人	人 22.5 人	人 36.0 人	

提出日について記入漏れが無いようご注意ください。

①欄

「産業分類」には、参考3の日本標準産業分類の中分類の番号(2桁)を記入してください。事業の種類もご記入ください。
※番号は同封の「ご挨拶」に記載しております。

②欄

当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記入してください。

支社、支店等ごとに異なった番号がない場合は、直近上位の事業所の適用事業所番号の頭4桁(安定所番号)をご記入ください。

※記入例では、本社直轄の事例として、本社の適用事業所番号から「1301」を記入しています。

⑥欄

特例子会社に含まれる事業所に該当する場合は「1」、指定就労継続支援A型に該当する場合は「2」、それ以外の場合は「3」を記入してください。

⑧⑨欄

各事業所の主たる事業の種類が参考1の除外率設定業種に該当する場合のみ、⑧欄に事業の内容を記入するとともに、その率を記入してください。

⑩(二)欄

⑩(ハ)欄の数に⑨欄の除外率を乗じて得た数(端数切り捨て)を⑩(ハ)欄の数から控除した数を事業所ごとに記入してください。

(計算式)

⑩(ハ) - {⑩(ハ) × ⑨ (端数切り捨て)}

例) 平塚工場

常用労働者数 5,069.5 × 除外率 0.2

= 1,013.9 ≒ 1,013 (端数切り捨て)

常用労働者数 5,069.5 - 1,013

= 基礎労働者数 4,056.5

次のページに続きます。

⑪欄

(ホ)(ハ)欄 → 重度身体障害者

原則として身体障害者手帳の等級が1級または2級とされる方です（参考2参照）。

(ヘ)(フ)欄 → 重度身体障害者以外の身体障害者

原則として身体障害者手帳の等級が3級から6級とされる方です（参考2参照）。

(ヌ)(ク)欄 → 重度知的障害者

児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された方のうち、知的障害の程度が重いと判定された方です。

(ル)(リ)欄 → 重度知的障害者以外の知的障害者

児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された方のうち、知的障害の程度が重いと判定された方以外の方です。

(ロ)(カ)欄 → 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。

⑪⑫欄の（ ）内には、前年の6月2日から本年6月1日までに新規に雇い入れた数を内数として記入してください。

⑪(ホ)(ヘ)(ヌ)(ル)(ロ)欄には、1週間の所定労働時間が30時間以上の方を、
⑪(ト)(チ)(ツ)(テ)(タ)欄の短時間労働者には、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方を記入してください。

(いずれも1年を超えて雇用される見込みがあることまたは1年を超えて雇用されていることが必要です。)

⑪(リ)(カ)(ク)欄及び⑫欄は小数点以下第1位まで記入してください。

⑪ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
(ホ) 重度身体障害者の数	()	35 人	9
(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	()	58 人	18
(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数	()	24) (	11
(チ) 重度身体障害者である短時間労働者の数	()	10 人	2
(ツ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	()	1 人	0
(テ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	()	10 人	2
(タ) 身体障害者の数 〔(ホ×2)+(ヘ)+ト+(チ×0.5)〕	()	5) (	0
(ヌ) 重度知的障害者の数	()	143.0 人	39.0
(ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	()	49.5) (	15.0
(リ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	()	11 人	3
(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	()	4) (	0
(カ) 精神障害者の数	()	12 人	2
(キ) 精神障害者である短時間労働者の数	()	5) (	2
(ク) 精神障害者である短時間労働者の数	()	5 人	0
(ケ) 精神障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	()	0) (	0
(コ) 知的障害者の数 〔(ヌ×2)+(ル)+リ+(ロ×0.5)〕	()	0) (	0
(サ) 精神障害者の数	()	2 人	0
(シ) 精神障害者である短時間労働者の数	()	0) (	0
(ス) 精神障害者の数	()	40.0 人	8.0
(セ) 精神障害者の数 〔(サ×2)+(シ)+リ+(ロ×0.5)〕	()	13.0) (	2.0
(ソ) 精神障害者の数	()	10 人	2
(タ) 精神障害者である短時間労働者の数	()	5) (	0
(チ) 精神障害者の数	()	8 人	0
(リ) 精神障害者の数	()	2) (	0
(ロ) 精神障害者の数	()	18.0 人	2.0
(カ) 精神障害者の数 〔(サ)+リ〕	()	7.0) (	0.0
⑫ 計 〔⑪(リ)+⑪(カ)+⑪(ロ)〕	()	201.0 人	49.0
⑬ 実雇用率 (⑫/⑪)のニ×100	()	69.5) (	17.0
⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 〔⑪(ロ)ニ×法定雇用率)-⑫〕	()	3.17 %	0

D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数			
視覚障害者（第1号に該当する者）	6	人	2
聴覚又は平衡機能障害者（第2号に該当する者）	9	人	2
音声・言語・そしゃく機能障害者（第3号に該当する者）	9	人	3
肢体不自由者（第4号に該当する者）	52	人	14
内部障害者（第5号に該当する者）	37	人	10

E 障害者雇用推進者	役職名	氏名
	勤労部長	佐藤 二郎

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

電子申請の場合の注意点

電子申請でご入力いただく報告書は、令和5年4月1日からの精神障害者に係る算定方法(P47を参照)が反映されていないため、上記報告書のフォーマットと一部異なりますのでご注意ください。

(記入方法)

上記報告書と異なり、(レ)欄「(タ)のうち裏面9-2に該当する者の数」がありますが、裏面9-2に関わらず、(レ)欄と(タ)欄には同数を記入してください。

※(レ)欄に(タ)欄と同数を入力しない場合、(ソ)欄「精神障害者の数」には、(タ)欄の数×0.5の数が計上されてしまいます。

(ロ)精神障害者の数

(タ)精神障害者である短時間労働者の数

(レ) (タ)のうち 裏面 9-2 に該当する者の数

(ソ)精神障害者の数

〔ロ+{(タ-レ)×0.5}+レ〕

人	10	人	0	人	1	人	15	人
(	3	)	(	0	)	(	1	)
人	35	人	0	人	1	人	4	人
(	10	)	(	0	)	(	1	)
人	5	人	0	人	0	人	3	人
(	0	)	(	0	)	(	0	)
人	2	人	3	人	0	人	3	人
(	0	)	(	3	)	(	0	)
人	61.0	人	1.5	人	3.0	人	38.5	人
(	16.0	)	(	1.5	)	(	3.0	)
人	2	人	0	人	4	人	2	人
(	2	)	(	0	)	(	2	)
人	3	人	0	人	2	人	5	人
(	1	)	(	0	)	(	2	)
人	2	人	0	人	0	人	3	人
(	0	)	(	0	)	(	0	)
人	2	人	0	人	0	人	0	人
(	0	)	(	0	)	(	0	)
人	10.0	人	0.0	人	10.0	人	12.0	人
(	5.0	)	(	0.0	)	(	6.0	)
人	0	人	0	人	5	人	3	人
(	0	)	(	0	)	(	5	)
人	0	人	3	人	2	人	3	人
(	0	)	(	1	)	(	1	)
人	0.0	人	3.0	人	7.0	人	6.0	人
(	0.0	)	(	1.0	)	(	6.0	)
人	71.0	人	4.5	人	20.0	人	56.5	人
(	21.0	)	(	2.5	)	(	15.0	)

⑬欄

小数点以下第3位を四捨五入した数を記入してください。

(計算式)

⑫欄の数 ÷ ⑩(ニ)欄の数 × 100

(記載例)

201.0 ÷ 6,333.5 × 100 = 3.173 ≒ **3.17**
(小数点以下第3位を四捨五入)

⑭欄

法定雇用率は**2.3%**（一定の特殊法人は**2.6%**）となっていますので、次のとおり計算してください。なお、**計算結果がマイナスとなる場合はゼロ**としてください。

(計算式)

⑩(ニ)欄の数 × **2.3** / 100 (端数切り捨て))
－ ⑫欄の数

(記載例)

・法定雇用率達成に必要な雇用障害者数の計算
6,333.5人 × **2.3** / 100
= 145.670 ≒ 145人 (端数切り捨て)

・不足数に係る計算

145 － 201.0人 = -56.0人

→計算結果がマイナスなので0を記入

※ 不足数が生じる場合、計算結果は小数点以下第1位まで記入してください。(不足数が0.5人となる場合もあります。)

D欄

身体障害者について、以下の分類表に沿って種類の実人数を記入してください。

※1 **実人数**で計上してください。

(複数の障害がある場合は主たる障害 (P40の3(4)参照)のみ計上してください)。

※2 障害程度の区別は不要です。

人	3	人	0	人	0	人	1	人
人	4	人	1	人	0	人	2	人
人	4	人	0	人	0	人	2	人
人	24	人	1	人	1	人	12	人
人	17	人	1	人	1	人	8	人
人	3	人	0	人	0	人	1	人
人	4	人	1	人	0	人	2	人
人	4	人	0	人	0	人	2	人
人	24	人	1	人	1	人	12	人
人	17	人	1	人	1	人	8	人

太枠は、開示請求が行われた場合でも開示されない部分です

人	10	人
(	5	)
人	8	人
(	2	)
人	8	人
(	2	)
人	18.0	人
(	7.0	)

同数を入力

分類表

視覚障害者 (法律別表第1号)	視力障害、視野障害
聴覚又は 平衡機能障害者 (法律別表第2号)	聴覚機能障害、平衡機能障害
音声・言語・そしゃく機能障害者 (法律別表第3号)	
肢体不自由者 (法律別表第4号)	上肢不自由、下肢不自由、 体幹機能障害、上肢機能障害、 移動機能障害
内部障害者 (法律別表第5号)	心臓機能障害、じん臓機能障害 呼吸器機能障害、 ぼうこう又は直腸機能障害、 小腸機能障害、免疫機能障害、 肝臓機能障害

詳細は参考2を参照してください。

障害者雇用状況報告書 記入方法B

次のいずれにも「該当しない」企業は、この「記入方法B」を参照してください。

- ①除外率が設定されている事業所がある企業
- ②特例子会社の認定を受けている企業
- ③就労継続支援事業(A型)の事業所がある企業

雇用保険適用事業所番号を記入してください。

※番号は同封の「ご挨拶」に記載しております。

様式第6号（第4条関係）（表面）

1 3 0 1 - 1 2 3 4 5 6 - 1 障害者雇用状

- ・スタンプ、ゴム印等を使用する場合には2枚目以降にも忘れずに押印してください。ゴム印等の文字で他の記載事項が読み取れなくなることをないように注意してください。
- ・社印、代表取締役印等の押印は不要です。

③欄

13桁の法人番号を記入してください。
法人番号は、以下の国税庁法人番号公表サイトで確認ができます。

〈国税庁法人番号公表サイト〉

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>



- ⑩(イ)欄には、1週間の所定労働時間が30時間以上の方を、
⑩(ロ)欄には、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方の数を記入してください。
(いずれも1年を超えて雇用される見込みがあることまたは1年を超えて雇用されていることが必要です。)

⑩(ハ)欄には、⑩(イ)欄で記入した数と⑩(ロ)欄で記入した数を0.5倍した数を合算した数を記入してください。(小数点以下第1位まで)

(記載例)

$$550 + (420 \times 0.5) = 760.0$$

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、 下記のとおり報告します。	
(ふりがな)	こうろうすーぱー かぶしがいいしゃ
法人名称	厚労スーパー 株式会社
(ふりがな)	えんどう たろう
氏名又は代表者氏名	遠藤 太郎
③ 法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 9 8 7
区分	合 計
B 雇用の状況	
④ 適用事業所番号	—
⑤ 事業所の名称	
⑥ 事業所の区分	
1 特例子会社に含まれる事業所	
2 指定就労継続支援A型事業所	
3 上記1及び2以外	
⑦ 事業所の所在地	
⑧ 事業の内容	
⑨ 除外率	
⑩ 常用雇用労働者の数	
(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	550
(ロ) 短時間労働者の数	420 人
(ハ) 常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)]	760.0 人
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	760.0 人

⑩(ニ)欄は、各支店、営業所等ごとに「法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」を算出し、得られた数を加算し、記入してください。(小数点以下第1位まで)

提出日について記入漏れが無いようご注意ください。

（日本産業規格A列4）

況 報 告 書

令和 5 年 6 月 1 日現在

令和 5 年 6 月 10 日	公共職業安定所長 殿			
〒 100 - 0001	① 事業の種類	産業分類	5 6	② 事業所の数
東京都千代田区 大手町〇-〇-〇	各種商品小売業			13
(TEL 03 - 0000 - 2222)	総合スーパー			
C 事業所別の内訳				
-	-	-	-	-

①欄
「産業分類」には、参考3の日本標準産業分類の中分類の番号（2桁）を記入してください。事業の種類もご記入ください。
※番号は同封の「ご挨拶」に記載しております。

②欄
当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記入してください。

左上の①～③のいずれにも該当しない場合は、「事業所別の内訳」欄は記入不要です。

⑩～⑫欄について、各事業所の合計を「合計欄」に記入してください。

%	%	%	%	%
人	人	人	人	人
人	人	人	人	人
人	人	人	人	人
人	人	人	人	人

次のページに続きます。

⑪欄

(ホ)(ト)欄 → 重度身体障害者

原則として身体障害者手帳の等級が1級または2級とされる方です(参考2参照)。

(ハ)(フ)欄 → 重度身体障害者以外の身体障害者

原則として身体障害者手帳の等級が3級から6級とされる方です(参考2参照)。

(ヌ)(ヲ)欄 → 重度知的障害者

児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された方のうち、知的障害の程度が重いと判定された方です。

(ル)(ワ)欄 → 重度知的障害者以外の知的障害者

児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された方のうち、知的障害の程度が重いと判定された方以外の方です。

(ヨ)(ク)欄 → 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。

⑪⑫欄の()内には、前年の6月2日から本年6月1日までに新規に雇い入れた数を内数として記入してください。

⑪(ホ)(ハ)(ヌ)(ル)(ヨ)(ク)欄には、1週間の所定労働時間が30時間以上の方を、

⑪(ト)(フ)(ワ)(ワ)(ク)欄の短時間労働者には、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方を記入してください。

(いずれも1年を超えて雇用される見込みがあることまたは1年を超えて雇用されていることが必要です。)

⑪(リ)(カ)(ソ)欄及び⑫欄は小数点以下第1位まで記入してください。

⑪ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
(ホ) 重度身体障害者の数	()	2 人	()
(ハ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	()	2 人	()
(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数	()	1 人	()
(フ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	()	2 人	()
(ワ) 身体障害者の数 [(ホ×2)+(ハ+ト)+(フ×0.5)]	()	0 人	()
(ヌ) 重度知的障害者の数	()	9.0 人	()
(ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	()	1.0 人	()
(ワ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	()	1 人	()
(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	()	1 人	()
(カ) 知的障害者の数 [(ヌ×2)+(ル+ワ)+(リ×0.5)]	()	0 人	()
(ヨ) 精神障害者の数	()	1 人	()
(ク) 精神障害者である短時間労働者の数	()	0 人	()
(ソ) 精神障害者の数 [(ヨ)+(ク)]	()	1 人	()
⑫ 計 [(ホ)+(ハ)+(ト)+(フ)+(ワ)+(ヌ)+(ル)+(リ)+(ヨ)+(ク)]	()	14.5 人	()
⑬ 実雇用率 (⑫/⑩)×100	()	3.5 %	()
⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(⑩)×法定雇用率]-⑫	()	1.91 %	()
⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数			
視覚障害者(第1号に該当する者)	()	1 人	()
聴覚又は平衡機能障害者(第2号に該当する者)	()	1 人	()
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)	()	1 人	()
肢体不自由者(第4号に該当する者)	()	3 人	()
内部障害者(第5号に該当する者)	()	2 人	()
エ 障害者雇用推進者	役職名	氏名	
	勤労部長	伊藤 二郎	

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

電子申請の場合の注意点

電子申請でご入力いただく報告書は、令和5年4月1日からの精神障害者に係る算定方法(P47を参照)が反映されていないため、上記報告書のフォーマットと一部異なりますのでご注意ください。

(記入方法)

上記報告書と異なり、(レ)欄「(タ)のうち裏面9-2に該当する者の数」がありますが、裏面9-2に関わらず、(レ)欄と(タ)欄には同数を記入してください。

※(レ)欄に(タ)欄と同数を入力しない場合、(ソ)欄「精神障害者の数」には、(タ)欄の数×0.5の数が計上されてしまいます。

(ヨ) 精神障害者の数

(タ) 精神障害者である短時間労働者の数

(レ) (タ)のうち 裏面 9-2 に該当する者の数

(ソ) 精神障害者の数

[ヨ+{(タ-レ)×0.5}+レ]

F 記入 担当者	所属部課名	氏名
	労務部人事課	石田 三郎

	0	人
(	0	)
	1	人
(	1	)
	1	人
(	1	)
	1.0	人
(	1.0	)

記入に当たっての注意事項

1 用語の定義について

(1) 常用雇用労働者

常用雇用労働者とは、雇用契約の形式如何を問わず、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、次の①～④のように1年を超えて雇用される者（見込みを含みます。）をいいます。なお、1週間の所定労働時間が20時間未満の方については、障害者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれません。

※ 昼間学生や2つの事業主に雇用されている労働者、A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10に規定する就労継続支援A型の事業を実施する事業所をいう。以下同じ。）に雇用される労働者であっても、週所定労働時間が20時間以上である労働者は常用雇用労働者となります。

※ 外国人労働者（技能実習、特定技能を含む）についても常用雇用労働者に含まれます。

① 雇用期間の定めのない労働者

② 1年を超える雇用期間を定めて雇用されている者

③ 一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用される者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者、又は雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者（1年以下の期間を定めて雇用される場合であっても、更新の可能性がある限り、該当します。）

④ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されている者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者（上記③同様。）

※ なお、「雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者」は、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものをいいます。

(i) 雇用契約書、雇入れ通知書等において、その雇用が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されている場合

ただし、更新回数等の上限が併せて明示されていることにより、1年を超えて雇用されないことが明らかな場合はこの限りではありません（(ii)に該当する実態にある場合を除きます。）

(ii) 雇用契約書、雇入れ通知書等において、その雇用が更新されない旨が明示されている場合又は更新の有無が明示されていない場合であって、類似する形態で雇用されている他の労働者が1年を超えて引き続き雇用されている等の更新の可能性がある実態にある場合

また、以下の労働者については取扱いにご留意ください。

- ・ 「**出向中**」の労働者は、原則として、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、当該必要な主たる賃金を受ける事業主

についての判断が困難な場合は、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。

- ・ **「休業中」の労働者（育児休業等含む。）**は、現実かつ具体的な労務の提供がなく、そのため給与の支払いを受けていない場合もありますが、事業主との労働契約関係は維持されているので、常用雇用労働者に含まれます。
- ・ **外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者**は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とします。したがって、現地で採用している労働者は含みません。
- ・ **生命保険会社の外務員等**については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。
- ・ **いわゆる登録型の派遣労働者**の場合、契約期間に多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合があります。具体的には次に掲げる基準を全て満たす場合は常用雇用労働者に含まれます。
 - ① 雇用されている期間が年間328日を超えていること。
 - ② 雇用契約の終了から次の雇用契約の締結までの間隔が、おおむね3日以下であること。
 - ③ 雇用契約期間中に離職や解雇がないこと。
 - ④ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。また、事業所と最初の雇用契約を締結した日から1年を経過していない派遣労働者であって、上記①～④の基準を満たし、かつ今後雇用契約期間が断続しないと見込まれることにより最初の雇用契約を締結した日から1年以上引き続き雇用されると見込まれる場合は常用雇用労働者に含まれる場合があります。
- ・ **65歳以上の労働者**であっても、常用雇用労働者に含まれます。

(2) 短時間労働者

短時間労働者とは、常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

(3) 身体障害者、重度身体障害者

報告の対象となる「身体障害者」とは、原則として身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方及び7級に該当する障害が2以上重複する方です。

「重度身体障害者」とは、このうち1級又は2級とされる方及び3級に該当する障害を2以上重複して有すること等によって2級に相当する障害を有するとされる方です。（参考2）

(4) 知的障害者、重度知的障害者

報告の対象となる「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医（以下「知的障害者判定機関等」といいます。）又は障害者雇用促進法第19条の障害者職業

センターにより知的障害者と判定された方です。

「重度知的障害者」とは知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された方をいいます。具体的には、次のいずれかの場合に、重度知的障害者に該当します。

- ・療育手帳で程度が「A」とされている方
- ・療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を持っている方（上記の知的障害者判定機関等による判定書が対象です。）
- ・障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された方（障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障害の程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。）

(5) 精神障害者

報告の対象となる「精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。

2 雇用障害者数のカウントの方法について

対象となる障害者を1人雇用している場合のカウント数は、次のとおりです。

	常用雇用労働者	
		短時間労働者
週所定労働時間	30時間以上	20 時間以上 30 時間未満
身体障害者	1	0.5
	重 度	1
知的障害者	1	0.5
	重 度	1
精神障害者	1	1（※）

※ 精神障害者である短時間労働者については、令和5年4月1日からの精神障害者の算定特例の延長に伴い、当分の間、雇入れからの期間等に関係なく、1とカウントします。

3 障害者雇用状況報告書の記入上の留意点

(1) C（又はD）「事業所別の内訳」欄

報告対象の企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等について、記入していただきますが、除外率が設定されている事業所等の有無により、取扱いが異なりますので、次のイ、ロに従い記入してください。

なお、特例子会社の認定、関係会社特例の認定、企業グループ特例の認定及び事業協同組合等特例の認定を受けている事業主については、5(1)～(4)に従い記入してください。

イ ロに該当する企業以外の企業（P41～44参照）

C（又はD）「事業所別の内訳」欄の記入は不要です。当該企業に属する全ての事業所の

雇用状況の合計を「合計」欄に記入してください。

ロ 次のいずれかに該当する企業（P 37～40参照）

- ①除外率が設定されている事業所がある企業
- ②特例子会社の認定を受けている企業
- ③A型事業所がある企業

当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所について、C（又はD）「事業所別の内訳」欄に記入してください。

場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が小さく、組織的関連ないし事務能力からみて一つの事業所という程度の独立性がないもの（雇用保険非該当施設など）は、直近上位の組織に包括して一つの事業所として記入してください。ただし、支所等の事業の内容により異なる除外率が設定されている場合はそれぞれの支所等について記入してください。

また、一つの事業所で二以上の業種にわたる事業が行われている場合は、当該事業に従事する労働者の数が最も多い事業を当該事業所の事業としてください。

「⑥（又は⑩）事業所の区分」欄は、下記より該当するものを選択し、番号を記入してください。

- | | |
|-----------------|---------|
| 1：特例子会社に含まれる事業所 | 2：A型事業所 |
| 3：上記1及び2以外 | |

(2) 内訳の記載欄が不足する場合

電子申請の場合は、事業所の内訳及び事業主ごとの内訳については10か所分の報告ができる欄を設けておりますが、事業所数又はグループ内の特例認定を受けた事業主数が10か所を超えるときには「ページ追加」ボタンを押下して報告書様式を追加してください。また、複数回の申請はできませんので、必ず全ての申請書を一度に提出してください。

紙の報告書で提出される場合、事業所数が5か所を超える場合には、同封の別紙様式をご使用ください（事業所数が5か所以下の場合は、別紙様式の提出は不要です。）。

(3) 短時間労働者（精神障害者を除く）について、1人をもって0.5人の労働者とみなすため、⑩(ハ)「常用雇用労働者の数」欄は高年齢者雇用状況等報告書における⑮欄「常用労働者数」と異なる数字になる場合がありますので、ご注意ください。

(4) 2つ以上の障害がある労働者については、いずれか一方の障害（主たる障害）についてのみ記入してください。なお、いずれか一方の障害（主たる障害）とは、当該労働者にとって、最も職業生活に相当の制限を与え、又は職業生活を営むことを著しく困難なものとしている障害を指します。

(5) D（又はE）「障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」については、身体障害者の実人数（⑪欄(ホ)、(ハ)、(ト)、(チ)に記入の者）について、以下の分類表に沿ってご記入ください。

視覚障害者	視力障害、視野障害
聴覚又は平衡機能障害者	聴覚機能障害、平衡機能障害
音声・言語・そしゃく機能障害者	
肢体不自由者	上肢不自由、下肢不自由、体幹機能障害、 上肢機能障害、移動機能障害
内部障害者	心臓機能障害、じん臓機能障害 呼吸器機能障害、 ぼうこう又は直腸機能障害、 小腸機能障害、免疫機能障害、 肝臓機能障害

※複数の障害がある場合は上記(4)と同様に主たる障害のみ計上してください。

※障害程度の区別は不要です。

- (6) E「障害者雇用推進者」の役職名及び氏名については、安定所において障害者雇用に関する指導等を行う際に連絡先として使用し、それ以外の用途に使用することはございません。

F「記入担当者」の所属部課名及び氏名については、記入内容の確認を行う際に連絡先として使用し、それ以外の用途に使用することはございません。

4 障害者雇用推進者

障害者の雇用の促進のための企業における諸条件整備、雇入れ等に係る国との連絡調整の責任者として障害者雇用推進者を選任していただくようお願いします。

「障害者雇用推進者」は障害者の雇入れ、雇用管理等の責任者で、たとえば人事労務を担当する部長クラスの方などが選任されることが望ましいものです。（障害者雇用促進法第78条第2項）

5 雇用率算定に係る特例を受けている場合の報告の方法

特例の種類によって、提出する様式が異なります。以下の(1)～(4)の該当するもの及び各様式の裏面の注意書き（電子申請の場合、様式ファイルの別シートに記載されています）を参照の上、一般事業主の場合に準じて記入・提出してください。

報告書の様式のほか、認定に係る確認書類を添えて提出していただく必要があります。電子申請の場合、報告書の様式（申請画面に掲載されているExcelファイル）に加え、認定に係る確認書類のファイル（PDFなど）を添付して提出してください。

(1) 障害者雇用促進法第44条による子会社特例の認定を受けた事業主

障害者雇用促進法第44条による子会社特例の認定（以下「特例子会社の認定」といいます。）を受けた親事業主は、本社において特例子会社の分もとりまとめて、認定に係る確認書類（親事業主の直近の有価証券報告書の写し・附属明細書の写し、特例子会社の株主名簿又は出資口数名簿等並びに、親会社からの出向従業員の数及びその主な職名等親事業主との人的交流に関

する直近の事業年度の末日における状況を示す資料）を添えて本社の所在地を管轄する公共職業安定所長あてに一括して提出してください。（安定所から指示があった場合を除き、子会社において別途提出する必要はありません。）

記入の際は「様式第6号 障害者雇用状況報告書」を使用し、親事業主において本社、支社、営業所、工場、事務所等全ての事業所について記入してください。また、特例子会社については、事業所等と同様にC欄に記入の上「⑥事業所の区分」欄に「1」と記入してください。

(2) 障害者雇用促進法第45条による関係会社特例の認定を受けた事業主

障害者雇用促進法第45条による関係会社特例の認定（以下「関係会社特例の認定」といいます。）を受けた親事業主は、本社において子会社及び関係会社の分をとりまとめ、認定に係る確認書類（親事業主の直近の有価証券報告書の写し・附属明細書の写し、関係会社の株主名簿又は出資口数名簿等並びに、認定申請時の提出した関係会社概要書の記載事項に応じて、関係会社から派遣されている役員の氏名・役職名・略歴、関係会社からの出向従業員の数・その主な職名等関係会社との人的交流の状況を証明するもの又は特例子会社の直近の事業年度における関係会社からの受注（売上げ）実績を証明するもの及び現在の事業年度における発注計画書）を添えて本社の所在地を管轄する公共職業安定所長あてに提出（※）してください。（安定所から指示があった場合を除き、子会社及び関係会社において別途提出する必要はありません。）

記入の際は「様式第6号の2(1) 障害者雇用状況報告書（法第45条の認定を受けた事業主用、事業主別）」（以下「事業主別様式」といいます。）及び「様式第6号の2(2) 障害者雇用状況報告書（法第45条の認定を受けた事業主用、グループ全体）」（以下「グループ様式」といいます。）を使用し、以下のとおり記入してください。

・ 事業主別様式の記入

グループ内の各企業について1枚ずつ記入（たとえば、特例子会社1社及び関係会社2社について関係会社特例の認定を受けている場合は、親会社で1枚、特例子会社で1枚、関係会社2枚で、合計4枚に記入することになります。）してください。

左上の雇用保険適用事業所番号記載欄は、各企業（親事業主分については親事業主、特例子会社・関係会社については当該特例子会社・関係会社）の適用事業所番号を記入してください。

それぞれの企業について、「D 事業所別の内訳」欄の記入については、3(1)のイ又はロのいずれか該当するものに従ってください。

・ グループ様式の記入

当該グループに属する親会社、特例子会社及び関係会社について記入してください。

左上の雇用保険適用事業所番号記載欄は、親事業主の雇用保険適用事業所番号を記入してください。

また、「⑥親事業主・特例子会社・関係会社の別」欄は、下記より該当するものを選択し、番号を記入してください。

1：A型事業所を含まない親事業主	2：A型事業所を含む親事業主	
3：特例子会社	4：A型事業所を含まない関係会社	5：A型事業所を含む関係会社

※ 事業主別様式とグループ様式の両方及び認定に係る確認書類を一括して提出してください

い。

(3) 障害者雇用促進法第45条の2による企業グループ特例の認定を受けた親事業主

障害者雇用促進法第45条の2による企業グループ特例の認定(以下「企業グループ特例の認定」といいます。)を受けた親事業主は、本社において関係子会社の分をとりまとめ、認定に係る確認書類(親事業主の直近の有価証券報告書の写し・附属明細書の写し、関係会社の株主名簿又は出資口数名簿等並びに、認定申請時の提出した関係子会社概要書の記載事項に応じて、関係子会社から派遣されている役員の氏名・役職名・略歴、関係子会社からの出向従業員の数・その主な職名等関係子会社との人的交流の状況を証明するもの又は発注先となる関係子会社の直近の事業年度における関係子会社からの受注(売上げ)実績を証明するもの及び現在の事業年度における発注計画書)を添えて本社の所在地を管轄する公共職業安定所長あてに提出(※)してください。(安定所から指示があった場合を除き、関係子会社において別途提出する必要はありません。) 記入の際は「様式第6号の3(1)障害者雇用状況報告書(法第45条の2の認定を受けた事業主用、事業主別)」(以下「事業主別様式」といいます。)及び「様式第6号の3(2)障害者雇用状況報告書(法第45条の2の認定を受けた事業主用、グループ全体)」(以下「グループ様式」といいます。)を使用し、以下のとおり記入してください。

・ 事業主別様式の記入

グループ内の各企業について1枚ずつ記入(たとえば、関係子会社4社について企業グループ特例の認定を受けている場合は、親事業主で1枚、関係子会社で4枚、合計で5枚に記入することになります。)してください。

左上の雇用保険適用事業所番号記載欄は、各企業(親事業主分については親事業主、関係子会社については当該関係子会社)の適用事業所番号を記入してください。

それぞれの企業について、「D 事業所別の内訳」欄の記入については、3(1)のイ又はロのいずれか該当するものに従ってください。

ロに該当し「D 事業所別の内訳」欄の記入が必要な企業の場合、「㊤事業所の区分」欄には、A型事業所がある場合は「1」、それ以外は「2」を記入してください。

・ グループ様式の記入

当該グループに属する親事業主及び関係子会社について記入してください。

左上の雇用保険適用事業所番号記載欄は、親事業主の雇用保険適用事業所番号を記入してください。

また、「㊤親事業主・関係子会社の別」欄は、下記より該当するものを選択し、番号を記入してください。

1 : A型事業所を含まない親事業主	2 : A型事業所を含む親事業主
3 : A型事業所を含まない関係子会社	4 : A型事業所を含む関係子会社

※ 事業主別様式とグループ様式の両方及び認定に係る確認書類を一括して提出してください。

(4) 障害者雇用促進法第45条の3による事業協同組合等特例の認定を受けた事業協同組合等

障害者雇用促進法第45条の3による事業協同組合等特例の認定(以下「事業協同組合等特例

の認定」といいます。)を受けた事業協同組合等は、事業協同組合等において特定事業主の分をとりまとめ、認定に係る確認書類(事業協同組合等に係る許可証等、組合員名簿等の写し並びに、特例申請時に提出した特定事業主概要書の記載事項に応じて、特定事業主から派遣されている役員の氏名・役職名・略歴、特定事業主からの出向従業員の数・その主な職名等事業協同組合等との人的交流の状況を証明するもの又は発注先となる事業協同組合等の直近の事業年度における特例事業主からの受注(売上げ)の実績を証明するもの及び現在の事業年度における発注計画書)を添えて事業協同組合等の所在地を管轄する公共職業安定所長あてに提出(※)してください。(安定所から指示があった場合を除き、特定事業主において別途提出する必要はありません。)

記入の際は「様式第6号の4(1) 障害者雇用状況報告書(法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、事業主別)」(以下「事業主別様式」といいます。)及び「様式第6号の4(2) 障害者雇用状況報告書(法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、グループ全体)」(以下「グループ様式」といいます。)を使用し、以下のとおり記入してください。

・ 事業主別様式の記入

事業協同組合等特例の対象となる各企業について1枚ずつ記入(例えば、特定事業主4社について事業協同組合等特例の認定を受けている場合は、事業協同組合等で1枚、特定事業主で4枚、合計5枚に記入することになります。)してください。

事業協同組合等のうち、特定有限責任事業組合は、当該特定有限責任事業組合の組合員の肩書付名義で雇用契約を締結した労働者を、特定有限責任事業組合が実際に雇用する労働者とみなして記入してください。

左上の雇用保険適用事業所番号記載欄は、各企業(事業協同組合等については事業協同組合等、特定事業主については特定事業主)の適用事業所番号を記入してください。

それぞれの企業について、「D 事業所別の内訳」欄の記入については、3(1)のイ又はロのいずれか該当するものに従ってください。

ロに該当し「D 事業所別の内訳」欄の記入が必要な企業の場合、「⑤事業所の区分」欄には、A型事業所がある場合は「1」、それ以外は「2」を記入してください。

・ グループ様式の記入

認定を受けている事業協同組合等及び特定事業主について記入してください。

左上の雇用保険適用事業所番号記載欄は、事業協同組合等の雇用保険適用事業所番号を記入してください。

「⑥事業協同組合等・特定事業主の別」欄は、下記より該当するものを選択し、番号を記入してください。

1 : 事業協同組合等	2 : A型事業所を含まない特定事業主
3 : A型事業所を含む特定事業主	

※ 事業主別様式とグループ様式の両方及び認定に係る確認書類を一括して提出してください。

特定身体障害者雇用状況報告の提出について

- (1) 令和5年6月1日現在で、特定職種（あん摩マッサージ指圧師）として雇用する労働者が5人以上いる事業主は、「特定身体障害者雇用状況報告書」を企業の主たる事業所（いわゆる本社）を管轄する公共職業安定所長まで提出してください。
- (2) **特定職種とは**、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師をいいます。
- (3) **特定身体障害者とは**、身体障害者福祉法施行規則における3級以上の視覚障害がある方をいいます。
- (4) 特定身体障害者雇用状況報告については電子申請の対象とはなっておりません。

※ 特定職種の労働者の雇い入れについては、特定身体障害者が特定身体障害者雇用率(70%)以上であるように努めなければなりません。

〔 記 入 例 〕

特定身体障害者雇用状況報告書

令和5年6月1日現在

事業主氏名又は名称	東京霞ヶ関医院		
住 所 又 は 所 在 地	東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-5253-1111		
①特定職種の常用労働者の総数	② 特 定 身 体 障 害 者 数	③実雇用率（②／①×100）	
人	人	%	
12	9	75.00	

（記載注意）

- (1) 当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- (2) 「①特定職種の常用労働者数の総数」欄は、常用労働者のうち特定職種（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師をいう。）に従事する者の数を記載すること。
- (3) 「②特定身体障害者数」欄には①欄のうち身体障害者福祉法施行規則における3級以上の視覚障害のある者の数を記載すること。
- (4) 「③実雇用率」欄は、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。

除 外 率

日 本 標 準 産 業 分 類 番 号	除外率設定業種	除外率(%)
02	林業(狩猟業を除く。)	35
051	金属鉱業	40
052	石炭・亜炭鉱業	50
054	採石業、砂・砂利・玉石採取業	10
055	窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。)	10
059	その他の鉱業	10
D	建設業	20
22	鉄鋼業	20
23	非鉄金属製造業(非鉄金属第1次製錬・精製業(231)を除く。)	5
231	非鉄金属第1次製錬・精製業	15
313	船舶製造・修理業、船用機関製造業	5
42	鉄道業	30
43	道路旅客運送業	55
44	道路貨物運送業	20
45	水運業	10
46	航空運輸業	5
47	倉庫業	5
481	港湾運送業	25
482	貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	15
49	郵便業(信書便事業を含む。)	20
811	幼稚園	60
812	小学校	55
815	特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	45
816	高等教育機関	30
819	幼保連携型認定こども園	60
83	医療業	30
853	児童福祉事業	40
8542	介護老人保健施設	30
923	警備業	25
	船員等による船舶運航等の事業	80
	介護医療院	30
	国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	5

備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業(非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。)、国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)、介護医療院、林業(狩猟業を除く。)、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)において分類された業種区分によるものとする。

身体障害者障害程度等級表

			1 級〔重度身体障害者〕	2 級〔重度身体障害者〕	3 級	障害が 2 以上重複する場合、重度身体障害者、その他の場合、身体障害者
視 覚 障 害			視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものを行い、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（Ⅰ／4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／2 視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
の平聴 障 害 又 は 能	聴 覚 障 害			両耳の聴力レベルがそれぞれ 100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	
	平 衡 機 能 障 害				平衡機能の極めて著しい障害	
音 声 機 能 、 言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害					音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	
肢 体 不 自 由	上 肢		1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1 上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 1 上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 1 上肢の機能の著しい障害 4 1 上肢のすべての指を欠くもの 5 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの	
	下 肢		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 3 1 下肢の機能を全廃したもの	
	体 幹		体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	
く直心は腸臓肝、臓小じの腸ん機、臓能と若のし障免く害疫は不呼全吸ウ器イルはスぼうよう免若疫し若くしは	心 臓 機 能 障 害		心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	じ ん 臓 機 能 障 害		じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼 吸 器 機 能 障 害		呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小 腸 機 能 障 害		小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	
	肝 臓 機 能 障 害		肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	

※ 等級欄の〔 〕書きは、障害者の雇用の促進等に関する法律上の区分です。

			4 級〔身体障害者〕	5 級〔身体障害者〕
視 覚 障 害			1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
の平聴 障 害 機 能 又 は 能	聴 覚 障 害		1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	
	平衡機能障害			平衡機能の著しい障害
音 声 機 能 、 言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害			音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	
肢 体 不 自 由	上 肢		1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの 4 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 3 1上肢のおや指を欠くもの 4 1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害
	下 肢		1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 1下肢の機能の著しい障害 5 1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 1下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 1下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 1下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
	体 幹			体幹の機能の著しい障害
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
く直心は腸臓肝、臓小じの腸ん機、臓能と若のトし障免く害疫は不呼全吸ウ器イ又ルはスぽにうよう免若疫し若くしは	心 臓 機 能 障 害		心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	じ ん 臓 機 能 障 害		じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼 吸 器 機 能 障 害		呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小 腸 機 能 障 害		小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	肝 臓 機 能 障 害		肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

		6 級〔身体障害者〕	7 級	障害が2以上重複する場合、身体障害者、その他の場合、身体障害者には該当しない
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ 他方の眼の視力が0.02以下のもの		
の平聴 障害 機能又は 能は	聴 覚 障 害	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
	平衡機能障害			
音 声 機 能、言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害				
肢 体 不 自 由	上 肢	1 1上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したもの	1 1上肢の機能の軽度の障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3 1上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 5 1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
	下 肢	1 1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 1下肢の機能の軽度の障害 3 1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4 1下肢のすべての指を欠くもの 5 1下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 1下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体 幹			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
く直心 は腸臓 肝、 臓小 の腸ん 機、臓 能ヒ若 のトシ 障免く 害疫は 不呼 全吸 ウ器 イ又 はス ぼに うこ う若 疫し 若く しは	心 臓 機 能 障 害			
	じ ん 臓 機 能 障 害			
	呼 吸 器 機 能 障 害			
	ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害			
	小 腸 機 能 障 害			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
	肝 臓 機 能 障 害			

備 考	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由者においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
-----	--

(注) (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律の対象となる身体障害者は、原則として6級までの身体障害です。
(2) 重度障害者とは、障害程度等級表1級又は2級に該当する障害を有する者及び3級に該当する障害を2以上重複して有することによって2級に相当する障害を有するとされる者をいいます。

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名 称	分類	名 称
A 農業、林業		I 卸売業、小売業	
01 農 業		50 各種商品卸売業	
02 林 業		51 繊維・衣服等卸売業	
B 漁 業		52 飲食料品卸売業	
03 漁業（水産養殖業を除く）		53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
04 水産養殖業		54 機械器具卸売業	
C 鉱業、採石業、砂利採取業		55 その他の卸売業	
05 鉱業、採石業、砂利採取業		56 各種商品小売業	
D 建 設 業		57 織物・衣服・身の回り品小売業	
06 総合工事業		58 飲食料品小売業	
07 職別工事業（設備工事業を除く）		59 機械器具小売業	
08 設備工事業		60 その他の小売業	
E 製 造 業		61 無店舗小売業	
09 食料品製造業		J 金融業、保険業	
10 飲料・たばこ・飼料製造業		62 銀行業	
11 繊維工業		63 協同組織金融業	
12 木材・木製品製造業（家具を除く）		64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
13 家具・装備品製造業		65 金融商品取引業、商品先物取引業	
14 パルプ・紙・紙加工品製造業		66 補助的金融業等	
15 印刷・同関連業		67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）	
16 化学工業		K 不動産業、物品賃貸業	
17 石油製品・石炭製品製造業		68 不動産取引業	
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）		69 不動産賃貸業・管理業	
19 ゴム製品製造業		70 物品賃貸業	
20 なめし革・同製品・毛皮製造業		L 学術研究、専門・技術サービス業	
21 窯業・土石製品製造業		71 学術・開発研究機関	
22 鉄鋼業		72 専門サービス業（他に分類されないもの）	
23 非鉄金属製造業		73 広告業	
24 金属製品製造業		74 技術サービス業（他に分類されないもの）	
25 はん用機械器具製造業		M 宿泊業、飲食サービス業	
26 生産用機械器具製造業		75 宿泊業	
27 業務用機械器具製造業		76 飲食店	
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
29 電気機械器具製造業		N 生活関連サービス業、娯楽業	
30 情報通信機械器具製造業		78 洗濯・理容・美容・浴場業	
31 輸送用機械器具製造業		79 その他の生活関連サービス業	
32 その他の製造業		80 娯楽業	
F 電気・ガス・熱供給・水道業		O 教育、学習支援業	
33 電気業		81 学校教育	
34 ガス業		82 その他の教育、学習支援業	
35 熱供給業		P 医療、福祉	
36 水道業		83 医療業	
G 情報通信業		84 保健衛生	
37 通信業		85 社会保険・社会福祉・介護事業	
38 放送業		Q 複合サービス事業	
39 情報サービス業		86 郵便局	
40 インターネット附随サービス業		87 協同組合（他に分類されないもの）	
41 映像・音声・文字情報制作業		R サービス業(他に分類されないもの)	
H 運輸業、郵便業		88 廃棄物処理業	
42 鉄道業		89 自動車整備業	
43 道路旅客運送業		90 機械等修理業（別掲を除く）	
44 道路貨物運送業		91 職業紹介・労働者派遣業	
45 水運業		92 その他の事業サービス業	
46 航空運輸業		93 政治・経済・文化団体	
47 倉庫業		94 宗 教	
48 運輸に附帯するサービス業		95 その他のサービス業	
49 郵便業（信書便事業を含む）		96 外国公務	
		S 公務(他に分類されるものを除く)	
		97 国家公務	
		98 地方公務	
		T 分類不能の産業	
		99 分類不能の産業	

